

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第三十五号

平成十七年七月二十日(水曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 鴨下一郎君

理事 大村 秀章君

理事 長勢 甚遠君

理事 五島 正規君

理事 山井 和則君

理事 青山 丘君

理事 石崎 岳君

理事 上川 陽子君

理事 小西 理君

理事 中山 泰秀君

理事 福井 照君

理事 御法川信英君

理事 宮下 一郎君

理事 八代 英太君

理事 吉野 正芳君

理事 石毛 鏌子君

理事 泉 房穂君

理事 内山 晃君

理事 小林千代美君

理事 園田 康博君

理事 橋本 清仁君

理事 横路 孝弘君

理事 高木美智代君

理事 山口 富男君

理事 阿部 知子君

参議院厚生労働委員長

参議院議員

厚生労働副大臣

環境副大臣

北川 知克君

宮澤 洋一君

三井 辨雄君

福島 豊君

井上 信治君

大前 繁雄君

木村 義雄君

菅原 一秀君

原田 令嗣君

三ッ林隆志君

宮腰 光寛君

森岡 正宏君

山本 拓君

渡辺 具能君

泉 健太君

稲見 哲男君

大島 敦君

城島 正光君

中根 康浩君

水島 広子君

米澤 隆君

古屋 範子君

吉井 英勝君

岸 宏一君

清水嘉与子君

西 博義君

高野 博師君

政府参考人
(文部科学省大臣官房文教施設企画部長) 大島 寛君

政府参考人
(文部科学省大臣官房文教施設企画部技術参事官) 舌津 一良君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房統計情報部長) 鳥生 隆君

政府参考人
(厚生労働省医政局長) 岩尾總一郎君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局長) 青木 豊君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局安全衛生部長) 小田 清一君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局労働災害補償部長) 森山 寛君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局労働政策課長) 青柳 親房君

政府参考人
(経済産業省製造産業局次長) 塚本 修君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官) 高橋 英樹君

政府参考人
(国土交通省住宅局長) 山本繁太郎君

政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 由田 秀人君

政府参考人
(環境省総合環境政策局環境保健部長) 滝澤秀次郎君

政府参考人
(環境省環境管理局長) 竹本 和彦君

政府参考人
(厚生労働委員会専門員) 榊原 志俊君

委員の異動
七月二十日 辞任 補欠選任

河野 太郎君 山本 拓君

菅原 一秀君 宮下 一郎君

藤田 一枝君 稲見 哲男君

山口 富男君 吉井 英勝君

同日 補欠選任

宮下 一郎君 大前 繁雄君

山本 拓君 河野 太郎君

稲見 哲男君 藤田 一枝君

吉井 英勝君 山口 富男君

同日 補欠選任

大前 繁雄君 菅原 一秀君

七月十五日

母体保護法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

は本委員会に付託された。

七月十五日

障害者自立支援法案の修正に関する陳情書(東京都千代田区霞が関の一の三梶谷剛(第二二七号))

同日

医療保険制度改革に関する意見書(埼玉県新座市議会(第八五四〇号))

介護保険法「改正」案の撤回と改善を求める意見書(北海道浦河町議会(第八五四一号))

介護保険制度の改善を求める意見書(福岡県志免町議会(第八五四二号))

緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書(北海道浦河町議会(第八五四三号))

緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書(北海道忠類村議会(第八五四四号))

四号) 公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(北海道留萌市議会(第八五四五号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(北海道稚内市議会(第八五四六号))

公共工事における建設労働者の労働条件確保に関する意見書(北海道音威子府村議会(第八五四七号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(北海道芽室町議会(第八五四八号))

公共工事における建設労働者の労働条件確保を求める意見書(山形県長井市議会(第八五四九号))

雇用対策と地域活性化等を求める意見書(福島県富岡町議会(第八五〇〇号))

公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制定を求める意見書(茨城県北茨城市議会(第八五〇一号))

雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(群馬県甘楽町議会(第八五〇二号))

国立精神・神経センター国府台病院の存続を求める意見書(千葉県松戸市議会(第八五〇三号))

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保を求める意見書(愛知県岡崎市議会(第八五〇四号))

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(三重県名張市議会(第八五〇五号))

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(三重県美杉村議会(第八五〇六号))

雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(奈良県大和高田市議会(第八五五七号))	雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(鳥取県若桜町議会(第八五五八号))	雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(鳥取県琴浦町議会(第八五五九号))	雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書(大分県津久見市議会(第八五六〇号))	最低賃金の引き上げを求める意見書(鳥取県琴浦町議会(第八五六一号))	最低賃金の引き上げを求める意見書(高知県奈半利町議会(第八五六二号))	診療所経営及び交付税措置の改善に関する要望意見書(北海道忠類町議会(第八五六四号))	診療所経営及び交付税措置の改善に関する要望意見書(北海道大樹町議会(第八五六五号))	診療所経営及び交付税措置の改善に関する要望意見書(北海道幕別町議会(第八五六六号))	診療所経営及び交付税措置の改善に関する要望意見書(北海道陸別町議会(第八五六七号))	「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書(岐阜市議会(第八五六八号))	滋賀厚生年金休暇センター(ウェルサンピア滋賀)の存続を求める意見書(滋賀県近江八幡市議会(第八五六九号))	JR不採用問題の早期解決を求める意見書(岩手県二戸市議会(第八五七〇号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(秋田県小坂町議会(第八五七一号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(秋田県上小阿仁村議会(第八五七二号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(秋田県二ツ井町議会(第八五七三号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(秋田県山本町議会(第八五七四号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(山形市議会(第八五七五号))	社会保険制度の抜本改革に関する意見書(福島県会津若松市議会(第八五七六号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(福島県富岡町議会(第八五七七号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(福島県葛尾村議会(第八五七八号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(水戸市議会(第八五七九号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(群馬県甘楽町議会(第八五八〇号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(長野県茅野市議会(第八五八一号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(大津市議会(第八五八二号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(鳥取県若桜町議会(第八五八三号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(鳥取県琴浦町議会(第八五八四号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(徳島県勝浦町議会(第八五八五号))	社会保険制度の抜本改革を求める意見書(佐賀県大和町議会(第八五八六号))	住民に身近な社会保険行政は自治体で実施することを求める意見書(岩手県二戸市議会(第八五八七号))	障害者自立支援法案に関する意見書(北海道音威子府村議会(第八五八八号))	障害者自立支援法案に対し慎重審議を求める意見書(仙台市議会(第八五八九号))	障害者自立支援法案の抜本的な改定を求める意見書(山形県長井市議会(第八五九〇号))	障害者自立支援法の制定に関する意見書(千葉県松戸市議会(第八五九一号))	「障害者自立支援法案」に関する意見書(千葉県佐倉市議会(第八五九二号))	障害者自立支援法案に関する意見書(神奈川県川崎市議会(第八五九三号))	障害者自立支援法案の再検討を求める意見書(神奈川県泉野市議会(第八五九四号))	「障害者自立支援法案」に関する意見書(神奈川県城山町議会(第八五九五号))	障害者自立支援法案の徹底審議を求める意見書(長野県大町市議会(第八五九六号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県小海町議会(第八五九七号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県真田町議会(第八五九八号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県辰野町議会(第八五九九号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県南箕輪村議会(第八六〇〇号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県長谷村議会(第八六〇一号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県阿南町議会(第八六〇二号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県木祖村議会(第八六〇三号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県美麻村議会(第八六〇四号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県小谷村議会(第八六〇五号))	「障害者自立支援法案の徹底審議を求める」意見書(長野県小布施町議会(第八六〇六号))	「障害者自立支援法案」の制定を求める意見書(岐阜市議会(第八六〇七号))	障害者自立支援法の制定に関する意見書(愛知県大山市議会(第八六〇八号))	障害者自立支援法の充実に関する意見書(大阪府枚方市議会(第八六〇九号))	障害者自立支援法の制定に関する意見書(奈良県市議会(第八六一〇号))	障害者支援施策の充実に関する意見書(奈良県香芝市議会(第八六一一号))	「障害者自立支援法案」の慎重な論議を求める意見書(大分県津久見市議会(第八六一二号))	障害者自立支援法案に関する意見書(宮崎県延岡市議会(第八六一三号))	全頭検査のあり方を見直しについて慎重な対応を求める意見書(岐阜市議会(第八六一四号))	全頭検査など現行のBSE対策を堅持し、日本と同等水準の検査体制が実施されない限り、米国产牛肉の輸入再開をおこなわないよう求める意見書(滋賀県甲賀市議会(第八六一五号))	地域経済の活性化等を求める意見書(北海道芽室町議会(第八六一六号))	地域経済の活性化等を求める意見書(宮城県岩出山町議会(第八六一七号))	地域経済の活性化等を求める意見書(群馬県甘楽町議会(第八六一八号))	二〇〇六年度医療費制度改革に関する意見書(北海道新篠津村議会(第八六一九号))	二〇〇六年医療制度改革に関する意見書(北海道浦河町議会(第八六二〇号))	脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書(長野県飯田市議会(第八六二一号))	脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書(長野県大町市議会(第八六二二号))	脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書(長野県南木曾町議会(第八六二三号))	パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(秋田県小坂町議会(第八六二四号))	パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(秋田県上小阿仁村議会(第八六二五号))	パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(秋田県二ツ井町議会(第八六二六号))	パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(秋田県二ツ井町議会(第八六二六号))
--	--	--	---	------------------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--------------------------------------	---	---------------------------------------	--------------------------------------	--	---------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	--	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--------------------------------------	--	---	--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	---	---------------------------------------	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	---	------------------------------------	---	--	------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	---	--------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	---	---

な労働条件の整備均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書(秋田県山本町議会(第八六二七号))

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書(石川県野々市町議会(第八六二八号))

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書(奈良市議会(第八六二九号))

BSE(牛海綿状脳症)対策の継続に関する意見書(神奈川県川崎市議会(第八六三〇号))

BSE問題に関する意見書(京都府園部町議会(第八六三一号))

被爆体験者精神影響等調査研究事業に関する意見書(長崎市議会(第八六三二号))

福祉施設としての「ウェルハートピア武雄」の存続・発展を求める意見書(佐賀県武雄市議会(第八六三三号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道稚内市議会(第八六三四号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道滝川市議会(第八六三五号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道恵庭市議会(第八六三六号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道新篠津村議会(第八六三七号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道北檜山町議会(第八六三八号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道豊富町議会(第八六三九号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道浦河町議会(第八六四〇号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道芽室町議会(第八六四二号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道羅臼町議会(第八六四三号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道日高町議会(第八六四四号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四五号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四六号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四七号))

町議会(第八六四二号)

平成十八年度医療制度改革に関する意見書(北海道芽室町議会(第八六四二号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道浜中町議会(第八六四三号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道日高町議会(第八六四四号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四五号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四六号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四七号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四八号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六四九号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五〇号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五一号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五二号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五三号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五四号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五五号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五六号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五七号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五八号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六五九号))

「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書(北海道中川町議会(第八六六〇号))

○鴨下委員長 これより会議を開きます。参議院提出、母体保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院厚生労働委員長岸宏一君。

母体保護法の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

○岸宏一参議院議員 ただいま議題となりました母体保護法の一部を改正する法律案について、その内容を御説明申し上げます。

現行の母体保護法では、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができ、期限を本年七月三十一日までとしております。

本法は、この期限を平成二十二年七月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鴨下委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、母体保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○賛成者起立

○鴨下委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 次に、厚生労働関係の基本施策に関する件、特にアスベスト問題について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 次に、厚生労働関係の基本施策に関する件、特にアスベスト問題について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として文部科学省大臣官房文教施設企画部長大島寛君、大臣官房文教施設企画部技術参事官吉津一良君、厚生労働省大臣官房統計情報部長島生隆君、医政局長岩尾總一郎君、労働基準局長青木豊君、労働基準局安全衛生部長小田清一君、労働基準局労災補償部長森山寛君、社会保険庁運営部長青柳親房君、経済産業省製造産業局次長塚本修君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官高橋英樹君、国土交通省住宅局長山本繁太郎君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長由田秀人君、総合環境政策局環境保健部長滝澤秀次郎君、環境管理局长竹本和彦君の出席を求め、説明を聴取いたします。

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鴨下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上信治君。

○井上(信)委員 おはようございます。自由民主党の井上信治です。きょうは、アスベスト被害の集中審議ということで質問をさせていただきます。

このアスベスト被害でありますけれども、本日に今、全国じゅうで大変なことになっているというふうな、そんな厳しい認識を持っておりるところであります。連日のように各企業が被害者の死亡者数とか患者数というものを公表している、そ

して被害がどんどん拡散をしている。ですから、そういう意味で、工場での労働者の方々だけではなくて、家族であるとか周辺住民であるとかにどんどん広がっていく。そういう意味では、我々国民一人一人がいつその犠牲を受けるかもしれない、そして今既にもうその暴露を受けて罹災しているかもしれない、そんな本当に大変深刻な問題だというふうに思っております。

テレビや新聞などでも毎日のように特集が組まれておりまして、このアスベスト被害問題にどういうふうに対応していくのかということが大変な問題になっている。そういったときに、この厚生労働委員会でもアスベスト被害の問題について集中審議が行われるということについては、私は一定の評価をさせていただきたいというふうには思っております。むしろ遅きに失したというふうな気がします、そんなふうには思っております。

実は、これは私ごとで大変恐縮なのでございますけれども、私も今から九年前に母を肺がんで亡くしております。まだ五十六歳の若さでありました。我が家も、家族六人、だれもたばこを吸ったことがない、もちろん本人も五十六年間で一度もたばこを口にしたことがない、あるいはまた母の先祖代々をたどってもがんで亡くなったといったような方はいない。そうした中で、なぜ肺がんにかかってしまったのだろうか、当時大変悔しい思いをしたことを本当によく覚えております。そういったときにこのアスベスト被害の問題が起きて、ひょっとしたらこの被害者であったのかもしれない、そんな思いを我々家族は実は思っております。

これは私ごとでありますけれども、こういった同じような思いを全国の中でたくさんの方がひょっとしたら今思っているかもしれない。そしてまた、このアスベスト被害というものは、被害が広がっておりますから、単に工場で作業に従事していたかどうかではなくて、もう既に今そこにある危機

だと私は思っております。あらゆる建物の中にアスベストが使われているかもしれない、あるいは、周辺被害という意味ではこの漂っている大気中にアスベストがたくさん含まれているかもしれない、そういった認識のもとに、政府がどのようにお考えなのか、そこをぜひ伺いたいというふうには思っております。

実は、きょうの厚生労働委員会、尾辻大臣にも御出席をお願いいたしました。参議院の郵政民営化特別委員会の方に御出席だということでもあります。これはいたし方ない面もありますけれども、確かに郵政民営化も大切であります、しかし、このアスベスト問題は国民の命、健康にかかわる問題でありますから、郵政民営化以上に大変大切な問題だというふうには私は思っております。ですから、そういった意味では、大臣がこの場にいらっしゃらないということとは厚生労働省の甘い認識をあらわしているのではないかと、私はそういう意味では大変不満に思っております。

せっかくお越しいただいた西副大臣には申しわけございませんけれども、西副大臣の方から、厚生労働省としてのこの問題に対する認識、それから今後の見通し、そういったことについてまず御答弁いただきたいと思っております。お願いいたします。

○西副大臣 お答え申し上げます。
委員御指摘のように、きょうは残念ながら参議院の郵政特別委員会に出席のために尾辻大臣はこの場におりませんけれども、私、一生懸命に対応させていただきましますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この石綿、アスベストの問題が非常に大きな問題となつてまいりました。このことに対しては、特にそれが原因として起こる中皮腫それから肺がん等は大変重篤な健康被害であるということから、これは我々としても全力で取り組んでいかなければならない課題だというふうに考えております。既にそれぞれの省庁、横断的に本部を立ち上げておりまして、非常に綿密な連携をとりながら今対策に当たっているとございまして。

我々としても、この石綿製品等の禁止、健康障害の予防対策、それから労災の補償等について、これまでも必要な措置を講じてきたところでございまして。

現状をいたしましては、この労災補償に関しましては、平成十六年度までにおける石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数、これは肺がんが三百五十四件、それから中皮腫が四百九十五件、合計八百四十九件という数になっております。

一方、その原因となります石綿の輸入実績に関しましては一九七〇年から一九九〇年がピークでございました。その後は規制等できつと減っておりますが、石綿による疾病の潜伏期間、これは一般的に三十年から四十年というふうな大変長い潜伏期間を持っていると言われておりますので、まだまだこれはいわばこれからという感じもいたしております。特に近年、中皮腫による死亡者数が増加しているというところを考えると、石綿による疾病の労災被害の請求件数は今後とも増加する可能性が多いのではないかとというふうに心配をしております。

厚生労働省におきましては、平成十五年の九月に疾病の認定基準を改正しまして、労災補償について迅速、適正な処理に努めるということにしておりまして、事務処理体制をさらに整備するとともに、中皮腫に関する労働者、使用者、医療機関等の関係者の理解の促進、それから医師に対する認識のもう一度徹底ということを通して一層努力してまいりたいというふうと考えているところでございます。

○井上(信)委員 どうもありがとうございます。

いろいろお答えいただいたんですが、ただ、私がついておきますと、何だか人ごとのような御答弁であるのかといった感否めません。

やはり私がいいますのは、このアスベスト被害、本当に数年にわたって毎年のように何十名もの方が労災認定を受けているということでありまして、その間になせ少しでも早い対応がとれなかつ

たのか、それを非常に強く感じております。

そういう意味では、各個別の企業の責任といった議論もあると思いますけれども、それと同時に、その企業を管理する行政の役割、行政の管理の不行き届き、そしてまたその規制のおくれ、怠慢ということがやはり焦点になってくるのではないかなというふうには思っております。

諸外国と比べても大分我が国の対応は遅かったのではないかとというところが指摘をされております。七〇年代には、ヨーロッパを初めとして、ILOなどからその危険性というものが指摘をされてきた。そして、八〇年代、九〇年代、各国で、ノルウェー、オランダ、ドイツ、フランスなどで全面規制といったような措置が施された。

しかし、そういう中で、我が国としては、二〇〇三年に一部を除くアスベストについて禁止措置をとったというふうなことで、本当にごく最近であります。なせもつと早くこの全面禁止の措置をとれなかったのかということ、そしてまたそれに対する責任ということに関して、やはり私は政府に一定の責任があるのではないかなというふうには思っております。

近年の政府の発言を見ますと、尾辻大臣としては、諸外国と同じ対応をとってきた、我が国だけが特におくれたわけではないといったような御発言をされております。しかし、他方で、細田官房長官は、より早く禁止措置がとられればよかったと思う、一種の蓄積公害みたいなものだ。あるいはまた、中川経済産業大臣は、日本の規制が国際的に見ておくれたことについて今となつては反論することはできないといったような発言もしておられます。

ですから、この行政の責任、怠慢ということに関してどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○青木政府参考人 この石綿については、大変危険性が強いということで、極めて厳しい管理をしなければいけないということだろうと思ひます。若干、事実について申し上げますと、実は、こ

の石綿につきましては、じん肺になるということで、じん肺健診ということで、昭和四十七年に、お話にありましたような、ILOとかWHOががん原性物質であるということを言う前に、我が国としては、じん肺法に基づくじん肺健診の義務づけなどを行って、健康管理に留意をまいりました。

そしてまた、四十六年には特定化学物質等障害予防規則を制定いたしました。その排気をきっちりするとか、あるいは容器に取扱注意の表示をさせるとか、あるいは作業主任者を選任させるとか、作業環境を測定させるとか、保護具を備えつけさせるというような規制を行って、事業主に対する義務づけを行ってまいりました。

その後、今申し上げましたような、四十七年に、ILOとかWHOの専門家会議で、石綿ががん原性物質であるということが公表されました。

これらを受けて、日本では、昭和五十年に、一九七五年でありましたが、石綿等の吹きつけ作業、これは大変飛散して危険だということで、これを原則禁止にいたしました。また、作業を行う場合に湿潤化を義務づけるというようなことをいたしました。また、特殊健診の義務づけをしまして、規制を強化いたしました。

お話にありましたように、大変危険性の高い青石綿、茶石綿と言われるものについては平成五年になりましてEUが禁止をいたしました。我が国は、若干おくれましたが、ほぼ同時期の平成七年に製造、輸入、譲渡等の禁止をいたしております。あわせて、その他の作業につきましても、解体工事における使用状況の調査とか、あるいは除去作業における作業場所の隔離などを義務づけるというような規制強化をいたしました。

そして、今御紹介ありましたように、平成十五年に危険性が相対的に少ないと言われる白石綿と言われるようなものについて原則的に製造等の禁止を我が国でいたしました。これらについてはEUは平成十七年に原則禁止にいたしております。私どもとしては、こういった規制をする、製造

等の禁止とあわせて、使用する場合の作業等についての管理を厳しくするというような規制をいたしまして、労働者の健康障害の予防、防止に努めてまいりました。

同時に、こういった規制とあわせて、この法令も遵守されなければ意味がありませんので、こういったものについても個別事業場に対します臨検監督等を行いつつ、法違反等が認められた場合には厳しく是正指導するということで対処してまいりました。そういうことで考えております。

個別の事業場に対する監督指導だけではなくて、例えば石綿粉じんの除去のために換気装置を設置するという際にはその計画をつくって監督署へ届け出るということになっていきますので、そういった届け出の機会をとらえて個別の指導を行ったり、あるいは、衛生に関する改善計画の作成を指示できる制度もございまして、そういった制度を活用しまして、特定の事業場を衛生管理特別事業場に指定しまして、継続的な指導を行うなどの対応を行ってまいりました。

そういったこともろろを通じて、基準行政としてはできる限り対応をまいりましたところでございます。

○井上(信)委員 いろいろ御説明をいただきましたけれども、要は、先週の大臣の御発言どおり、厚生労働省としては、我が国だけが特におくれたわけではない、全く責任はないというような御見解でよろしいんでしょうか。

○青木政府参考人 行政としましては、私どもとしましては、できる限りの努力をして、労働者の健康障害、健康被害を防止するように努力をしてきたということでございます。

○井上(信)委員 先週の大臣の発言があつてから被害がどんどんどんどん拡散をしている。本場に想定しているよりも大きな被害が出ております。これからどんどんどんどんさらなる可能性もある、そんなときに、そういったような御認識であつて本場にいいのであろうかということ非常に強く感じております。これ以上尋ねても同

じ回答だと思えますけれども。

そういう意味では、とにかくこれからどうすればいいかということが大切だと思えますけれども、やはり、とにかく、一部の例外も認めないで、早急に、一刻も早く私は全面禁止ということをすべきだと思っております。何か、厚労省の発表によりまして、遅くとも平成二十年までに全面禁止を含めた規制の検討を行うというようなことをおっしゃっているようでありましても、これまた非常に認識が甘く、かつ、対策として不十分だということに思っております。

一刻も早い全面禁止といった措置に踏み込むようをお願いしたいと思えますけれども、この全面禁止についての御見解を伺いたいと思えます。

○青木政府参考人 まず申し上げたいのは、これは大変、石綿についての危険性については私どもも十分承知をいたしているつもりでございます。

ということで、先ほどちょっと申し上げましたが、平成七年に茶石綿、青石綿を全面禁止いたしました。その際に、その他のものについても作業規制等の規制の強化をいたしまして、きっちり管理をするということに進んでまいりました。その後、先ほど申し上げましたように、平成十五年にその他のものについても原則禁止ということで、今委員御指摘のありましたように、原則の例外がまだあるわけでございます。これらにつきまして、この例外は、当時の使用されている割合からいいますと、その当時のアンケート調査では二、三％程度が残っているという状況でございます。

実際にはほとんど全面的に禁止されているというふうな考えてもいいだろうと思っております。

実は、この残りの部分につきましては、化学プラントとか原子力発電所等で使用されておりますジョイントシート、シール材、配管などのジョイント部分についてすき間を埋めていくというようなものでございますし、あるいは、これも原子力発電所等で使われている耐熱電気絶縁板等でございますが、こういったものがいわば残されている

わけでありましても、これらについては、内容物の漏えいを厳しく管理する必要がありますし、非石綿製品の代替品についての安全性の検証がないままに使用すれば事故のおそれがあるとか、あるいは使用条件によっては爆発するおそれもあるというようなことでございまして、そういうことで、例外的にこの部分については今禁止の対象から外されているわけでございます。

こういったものについては封じ込めをきちんとしまして、作業も管理をするということをやっておりますけれども、あるいはまた、代替化を促進するというところで代替化についての要請などもございまして、非常に危険で重篤な健康被害の原因となり得るものであるということを考えますと、石綿の製造等の全面禁止というのを早急に実施することも考えなければいけないのではないかなというふうに思っています。その際には、やはり関係団体に対して代替化を促進するよう要請をしたり、あるいは経済産業省にもお願いをして、代替化の促進についての業界の周知などをお願いするというようなこともやってまいりましたし、今後ともやっていきたいと思っています。

こういった状況も踏まえながら、専門家による検討を行いつつ、遅くとも平成二十年までには、全面禁止ということも頭に置きながら規制の見直しを行ってまいりたいと思っています。

ただ、平成二十年と申しますのは、さきほどの実は手続がございまして、WTOあるいはアキシヨンプログラム等々がございまして、そういった手続を最小限にしてやっていったとしても所要のものがかる、それから、罰則を伴う禁止規定でございまして、規制をする場合には一定の周知期間も必要ということでございまして、実際にこういったものを禁止していくには若干時間がかかるということだと思っております。したがって、それまでの間には、きちんと管理をするよう要請をしてまいりたいと思えますし、そういった周知なども努めていきたいというふうに思っております。

す。

○井上(信)委員 本当に非常に甘い認識ではないかと申し上げることができません。そんなことで、実際に罹災された患者の方々、あるいは不安におののいているすべての国民に対してそういった御答弁が本当に通用するのかわるか大変疑問でありますけれども、時間がありませんので、最後に一つだけ。

今回の対策がおくれたということは、日本の国はこのアスベスト被害を労災問題としてしか見なかった、むしろ公害問題じゃないか、そういった考え方の転換をすべきであったといったような話があります。確かに、実際の工場の作業員だけではなくて、御家族やあるいはその周辺住民にまで被害が広がっているということでもありますから、やはり公害として認定をしていく。例えば公害健康被害補償法における公害認定とか、そういったことも含めて考えていただきたいというふうに思いますけれども、高野副大臣、よろしくお願いいたします。

○高野副大臣 お答えいたします。

アスベストによる周辺住民への健康被害につきましては、基礎的な情報収集を行うことが必要だということで、環境省といたしましては、都道府県を通じて今実際に調査を行っているところでありますし、経済産業省等の関係府省においても同じような調査をいろいろな観点からやっております。

そこで、一つは、公健法の問題でありますがこの調査をきちんと分析する、そして評価をするという手続を経た上で、公害健康被害補償法、いわゆる公健法は、相当範囲にわたる著しい大気汚染などの影響による疾病、すなわち公害だということが認定されなくちゃいけない、その上で、汚染原因者の負担による補償給付を行うというのがこの法律でありますから、いわゆる民事の損害賠償に当たるかどうか、汚染原因者の負担ということも含めまして公健法の趣旨に合致するものかどうかということを見定めるといことが必

要だと考えております。

○井上(信)委員 ぜひ早急な検討をお願いしたいというふうに思っております。

とにかく、今回のアスベスト被害に関しましては、やはり我々の頭の中には、過去の水俣病であるとかあるいは公害エイズの問題などということがオーバーラップをするわけであります。そういった問題も、当初は本当に行政が大変甘い認識をしていた、そうした中で世論が盛り上がり、かつ被害が拡散していった、そんな過去の歴史があるわけでありまして。そういったことを二度と繰り返さないように、もう少し重大な厳しい認識を持ってぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

きょうは時間がありませんでしたので、一番大切なこれからの対策ということについて何うことはできなかったんですけれども、これからほかの委員の方々が御質問されるといいうふうに思っております。

私は、今回の問題について、いろいろ御説明を各府県に伺いました。そのときも、本当に各府県さんとも、それはうちのことではない、うちの責任ではない、それは何とか省さんの話だろう、そんな話ばかりなんです。しかし、これはやはり、各府県の縦割りを超えて政府として一丸となって取り組んでいかなければいけない、あるいはまた、我々政治の方も与野党を超えて国民の命そして健康のために取り組んでいかなければいけない問題だというふうに思っております。

先ほど来、野党さんの方からも応援のありがたいやじをいただいておりますけれども、我々も一丸となって取り組むたい、本当に、これから、国民のためにしっかりと行政と政治も一体となって頑張らせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

○鴨下委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

きょうは、アスベスト被害について、先ほどの井上委員と重複する部分もございますが、順次質問を行ってまいりたいと思っております。

今、各種のアスベスト製品を過去に製造していた工場、またその家族、また工場付近の住民など、がんの一種である中皮腫で死亡するという事例が相次いで報告をされております。一九七〇年代をピークに大量に輸入されている、また使用されていることから、今後発病者がふえる可能性が懸念をされております。

私の地元横須賀市、造船とは切っても切れない都市でございますが、この造船所に勤務をしていた夫の妻三人が中皮腫で死亡していたことが明らかとなりました。横須賀共済病院また横須賀市立うわまち病院の共同研究グループが三十年間にわたって診察をしてきた患者の追跡調査によりまして、夫が自宅に持ち帰った作業着をはいたりして洗濯して、その際にアスベストを吸い込んで発症した可能性が高いと言われていたわけでございます。このうわまち病院の副院長によりまして、今まで六十四人の中皮腫の患者を治療してきたけれども、そのうち六十二人はアスベストを吸い込んでいる経歴があるとおっしゃっていたわけでありまして。

こうしたアスベストの健康被害の拡大がどこまで広がっていくのか、現在想像がつかないところでございます。しかし、これまでと大きく異なるのは、被害者が、アスベストを直接扱った、仕事として扱った人だけではなくて、周辺にまで大きく今広がっているということでございます。長い潜伏期間があるということでもありますので、また、一般の医療機関ではこうしたことがなかなかわかりづらかったというのが現状であります。

今、この被害の広がりが、今後、五年後また十年後、どのような被害を及ぼしていくのか、はかり知れないということでございます。この被害が一体どこまで広がるのか。先日、八日には、二〇〇八年までには全面禁止とされていますけれども、このアスベストの危険性を考えますと、これは即

刻禁止にすべきであると思っております。

この危険性の指摘があるのに、それを過小評価して、問題を先送りしていたのではないかと。やはり私も、水俣病また公害エイズを思い起こさずにはいられないわけでありまして。行政の怠慢がこのアスベストにも繰り返されたのではないかと、このように思いますが、この点についての御認識を伺います。

○西副大臣 お答え申し上げます。

地元横須賀の事例も引かれましてお話がありましたけれども、特に、今回、私も大変大きな問題だと思っておりますのは、アスベストを使用している工場内、または、例えば現場で作業をしてアスベストに近く、始終触れている、そういう労働者の皆さん、いわゆる労働災害という側面から、それだけではなくて、周辺の地域住民の皆さんがそのことによって同じくアスベスト、石綿の被害に遭われたという、この事態を大変重く受けとめているところでございます。

そういう意味で、石綿による健康被害が大きく増加をしているということは、これはマスコミの皆さんによる大きな報道以前から、数年前から若干という傾向があったことは事実でございます。そして、このことについてもやはり大きな問題だといふふうに考えているところでございます。これまでの我が国における石綿の使用状況等を考えますと、今後この被害はふえていくのではないかと、今後大きな危機を抱えているところでございます。

今回のことがございまして、実は緊急に研究班を立ち上げさせていただきました。そして、人口動態調査等を活用して、中皮腫で亡くなった方の症例がありますが、その症例で、まず職業、それから石綿暴露と中皮腫との関係はどうなんだろうとか、先ほど横須賀の例をおっしゃっていただきましたけれども、本格的に調査をしたい。つまり、中皮腫でお亡くなりになられた方が、いつ、どういうときに具体的に石綿の暴露があったのかというところをきっちり調べていきたい、こういうふうに思っております。

それから、もう一つ大きな問題は、これは大変
厳しい病気でございまして、そんな意味で、治療
法それから今までの治療成績等につきまして早
急にまともな治療法をいいたくない、こういうふう
に考えております。

そのことによつて事態の把握を進めていきたい
ということ、本年度の厚生労働科学特別研究の
中で、急遽専門家が集まっていたらいいこの中皮
腫の問題についての解決を図っていくというふう
に決断したところでございます。

○古屋(範)委員 その調査研究また迅速な対応と
いうものをぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に、医療体制の確立について伺いをしてま
います。

公明党も、先日十二日に、冬柴幹事長を顧問に、
また井上政調会長を本部長に、アスベスト対策本
部を設置いたしまして、十三日はクボタの旧神崎
工場、また、十四日には第一回目の会合を開きま
して、こうした因果関係の解明を踏まえ、立法措
置も含めた具体策を今検討しているところでござ
います。

私も、先週、地元の横須賀市立うなまち病院に、
具体的な健康被害の状況などを聞き取りに行つて
まいりました。このアスベスト疾患に詳しい三浦
副院長は、中皮腫に対する知識が乏しい医師が多
い、さらに、ふえているが、悪性中皮腫の確定診
断に必要な免疫染色検査ができる医療機関がまだ
限られていると指摘をされております。今後の中
皮腫の患者は間違いなくふえる、複数の医師で協
議して診断できるように体制を構築する必要があ
るのではないかとおっしゃっています。

患者の急増が予想されますが、一刻も早い実態
調査とともに、的確な診断ができる医療機関、医
師の確保、またその情報公開、複数の医師で協議
して診断できる体制などの整備が早急に求められ
ていると思いますけれども、この点はいかがでござ
いましょうか。

○青木政府参考人 今後行政の怠慢があつてはな

らないというのは、おっしゃるとおりだと思いま
す。

潜伏期間が長い石綿による健康被害について
は、やはり息長くきちんと管理をしていくという
ことが大切だと思っております。同時にそれは、
医学的な面での対応というものが当然伴ってくる
ものだというふうに思います。

今、現状で申し上げますと、独立行政法人労働
者健康福祉機構が設置しております労災病院にお
きまして、従来から、石綿による疾病に対する診
断、治療、特殊健診などを行つてまいりました。
今般、こういった健康被害に対する関係者の不安
に対応するために、労災病院のこういった機能を
活用いたしまして、新たにそこに相談窓口を設置
いたしまして、石綿暴露歴のある労働者等からの
相談を受け付けることといたしております。

それからまた、全国四十七都道府県に設置され
ております産業保健推進センターにおきまして
も、産業保健の関係者あるいは石綿暴露歴のある
労働者それからその家族の方からの健康に関する
相談も行っているところでございます。

さらに、労働者健康福祉機構におきましては、
全国の労災病院で診断、治療を行いました石綿肺
がん及び中皮腫の症例につきまして、過去にさか
のぼりまして分析する研究を行つて、今後の療養
に役立てることといたしております。

先ほど副大臣からも申し上げましたように、新
たな研究班も立ち上げて調査研究を行うこととあ
わせまして、そういった医療体制の整備にも努め
ていきたいというふうに思っております。

○古屋(範)委員 ぜひひとつ、専門家による早急
な体制というものを確立していただきたいと強く
要望いたします。

次に、労災認定について伺つてまいります。

今回、国は、廃業した工場も含めアスベストを
扱った事業所などの実態調査をして、退職者を含
めた従業員や家族またさらに周辺住民の健康調査
の実施、健康相談窓口の開設等を行うという方針
を示していられるということでございます。

けれども、やはり国の対策は後手に回つてゐるの
ではないかと思つております。せめて、今、労働
者や工場周辺住民の不安を解消するためにも、
国は一刻も早くアスベスト被害の実態を詳細に調
査して、見過ごされていた被害の救済に乗り出す
べきであると申し上げたいわけでございます。

ここで、企業が労働者にアスベストの危険性を
告知していない場合、また、医師が中皮腫とアス
ベストとの関係を患者に告げていない場合は労災
申請に時効を適用しないなどの例外規定を設ける
べきではないかと思つております。また、この制度を有
効に活用するため、例えば、アスベストを三カ月
以上吸つた経験などを基準に手帳を交付するな
ど、交付基準も見直しをすべきではないかと考え
ます。さらに、中皮腫や肺がんなどで死亡した従
業員については、アスベスト作業との関連が確認
されれば、すべて労災認定を行い救済を図るべき
だろうと考えますが、この点について御見解をお
伺いいたします。

アスベストが原因と見られる中皮腫による死亡
者、これが二〇〇三年では八百七十八人という
ことでございますが、このうち労災認定されて
いる人は八十三人でございます。なぜ、アスベ
ストに起因すると見られる中皮腫の労災認定者が実
際の死亡者の一割にも満たないのか。大手メー
カー、クボタの旧神崎工場のように、アスベスト
の飛散によると見られる住民被害が見落とされて
いるというふうに想像されるわけです。国は、ア
スベスト労災の増加もアスベストの公害化も予想
できたのではないかと。

○青木政府参考人 確かに、中皮腫なりで健康被害
を受けられた方と労災認定の数あるいは健康管
理手帳の数というのには乖離があるというふう
に思つております。これはさまざまな原因があると思
ひますけれども、私どもとしては、対象になるよう
な方についてはきちんと周知もし、関係者への理解
も求めながら、それからこれは何分にも、労災認
定になりますので、非常に潜伏期間も長くて、昔の
ことでもありますので、そういったことについての
認定のやり方などについても十分配慮をして、救
われるべき者は救われなければならぬというこ
とで基本的な事務を進めていきたいと思つており
ます。

さらに、労災申請には、死亡の場合、その翌日
から五年以内に遺族の申請がなければ時効になつ
てしまふという問題が存在いたします。

今回、厚生労働省は、労災補償制度及び健康管
理手帳制度の一層の周知徹底を図るとの対応を示
されておりますけれども、現行制度では、がんなど
を発症するおそれのある業務についたことのある
人が、退職後、国から健康管理手帳が交付されて、
年二回健診を無料で受けられることになつてい
る。

アスベスト関連の業務は一九九六年から対象と
されております。ただし、アスベストを吸つた経験
があるだけでは手帳はもらえない、胸部エックス
線写真で陰影が見つかると、あるいはアスベスト
を吸い込んだ人に特有の胸膜肥厚ができていたと
いう厳しい条件がついているのです。うなまち病
院の三浦副院長は、肥厚に関しては通常のエック
ス線写真では見つけるのは困難であるとおつ
しゃつています。また、肥厚が生じるのはアスベ
ストに接して約十五年後、退職時には見つからず

に手帳の交付対象外となつてゐる、その後、肥厚
ができることもあるわけです。継続的に観察が必
要なはずの人たちに手帳が行き渡つていないとい
うのが現状であります。

おります。

健康管理手帳につきましては、今ある委員から御紹介ありましたようなことでやっておるわけでありませうけれども、平成七年の専門家の対象業務についての検討会の報告においても、委員が御指摘になりましたような二つの要件ということをやっておりますが、最新の知見に基づいて必要を見直しというのをやっていくということは重要だと考えておりますので、石綿暴露による医学的な所見について専門家による調査研究を早急に行いまして、その結果に基づいて、健康管理手帳制度を含めまして健康管理のあり方について検討していきたいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 昭和四十七年、WHO、ILOがアスベストとがんとの関係を確認したと発表しておりますが、もしそのときにかなりの大きな周知徹底、国民へのそういったPRがあれば、この方たちは、がんになってまでこの仕事を続ける必要はないとみずからその職場をやめるという選択肢もあり得たのではないかと思います、やはり早急な対応というものを求めてまいりたいと思っております。

次に、先ほども質問がありましたけれども、公害認定について質問をしてみたい。

このように、作業を行っていた労働者だけではなく周辺住民また家族へ被害が広がっている、このようなことも考えますと、公害認定というものが必要なのではないかと考えるわけでございます。環境基本法第二条第三項には、「この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」とありますけれども、公害とはまさしく今回のような場合を指すのではないかと思います。

拡大するアスベスト被害につきまして、公害による健康被害と認定される必要があるのではないかと考えますが、この点について、環境省さん

ぜひ前向きな御答弁をちょうだいしたいと思っております。

○滝澤政府参考人 公害健康被害補償法の関係でございまして、この法律の趣旨をいたしましては、今御指摘もありましたように、相当範囲にわたる著しい大気汚染等の影響による疾病に對しまして、汚染原因者の負担による補償給付を行うというのが制度上の趣旨でございます。

そこで、目下の対応をいたしまして、アスベストによる周辺住民への健康被害の問題についてでございますが、まず、基礎的な情報収集を行うことが重要であると考えまして、環境省といたしまして、七月の十二日付で都道府県知事、保健所設置市長に對しましてお願いをいたしております。保健所等において健康相談を通じて得られた一般環境経路であることが疑われる事例、つまり特定の工場とかそういうことではなくて、一般環境経路であることが疑われる健康被害について、ぜひ情報提供をしてほしいというお願いをしておりますところでございます。これらの情報をもとにアスベストの被害につきまして、専門家からの専門的、科学的助言もいただきながら、今後分析をしていくということでございます。

また、関係省庁、経済産業省等におきましても、並行してアスベストの被害についてさまざまな調査を実施しているところでございまして、そうした調査全般の情報収集を通じて、必要に応じて公健法の趣旨に合致するものかどうかなどを慎重に見定めてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 ぜひ前向きな御検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、学校内でのアスベスト対策について伺つてまいります。

文部科学省は、小中学校の校舎内のアスベスト使用が問題になった一九八七年の調査の際、公立の小中高一千三百三十七校で吹きつけアスベストが使用されていると確認をしております。昨年度まで一千一校が除去をしたそうでありまして、残りの三百三十六校については把握されていないとい

うことでございます。

この吹きつけアスベスト、老朽化し、また振動し、飛散する、それをまた子供たちが掃除する、健康被害が非常に心配されるわけでありまして、文部科学省は、当初の再調査はしないとの見解を覆しまして、今月下旬に全国の学校施設の調査を行うと発表されております。

私は、子供の健康を守るために、早急にアスベスト除去の現状を詳細に調査し、その後の対策は徹底しているのか点検するとともに、学校現場の適切な指導を行うなど、強力な実効性ある対応をすべきと考えております。再調査後の対応策はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思ひます。

○大島政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、文部科学省におきましては、学校施設それから公営住宅等におけるアスベスト使用がいわゆる社会問題となった昭和六十二年当時調査を行つております。御指摘のとおりでございます。それらをベースにいたしまして、学校施設に使用されたアスベストの除去等のための補助制度を設けるなど、アスベスト対策をこれまで実施してきたところでございます。先ほどお話がございましたように、文部科学省におきましては、昨今、事業所等でのアスベスト被害が社会問題化している、こういった状況にかんがみまして、子供たちの安全対策に万全を期するという観点から、このたび、改めて公立学校施設におけるアスベスト使用状況等の全国調査を実施することとしたところでございます。

全国の公立学校におきまして子供たちが安心して学び、生活できる環境が確保されるよう、調査結果を踏まえまして、文書による指導、会議等における周知徹底、あるいはアスベスト対策に対する国庫補助による財政支援といったものを通じて除去などの対策、これらを速やかに行えるような適切な対策を講じてまいりたいと存じます。

○古屋(範)委員 子供たちは学校の外に出ていくことはできないわけでありまして、子供たちの健康、

命を守るために、ぜひ早急な対策をとっていただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、一九七〇年代からこのアスベストが大問題となりまして、八〇年代にはアメリカではアスベストの集団訴訟が相次ぎまして、その規制が強化されている欧米に比べて、やはり日本ではその取り組みが常に一歩おくれていたと言わざるを得ません。

そして、全面禁止には二〇〇八年までかかると言われているわけでありませうけれども、国として、患者の急増に備えて健康被害に対する新たな救済制度を考えるべきではないか、アスベスト被害根絶に向けて、強い責任を感じるとともに、ぜひ厚生労働省また副大臣の強力なリーダーシップのもと、各省庁間の垣根を越えて被害者の救済体制の確立、また今後の被害防止への取り組みに政府一丸となつて強力に推進をしていただきたい。副大臣の力強い御決意をお伺いいたします。

○西副大臣 お答え申し上げます。

今委員から御指摘が若干ありましたけれども、私は、今回のことを通して二つの問題をやはり考えていかなければならないだろうと思ひます。一つは、三十年から四十年前に石綿に暴露して、そして今現在既に発症している、また近々発症する可能性のある、そういう人たちの治療といひますか、健康問題をどうしていくかという喫緊の課題でございます。それと、今現在のこのアスベストの問題を、将来にわたつてこれはきいてくる課題でございますから、これをどうするか。この二つの課題を解決していかなければ、アスベスト問題の解決にはならないというふうに思つております。

いずれにいたしましても、大変重要な問題だといふふうに考えておりまして、さらに、今私どもが所管する労働災害における救済措置以外に、それ以外の皆さん方が被害に遭われているという新たな課題も出てまいりました。既に熱心に関係省庁、今聞きますと、二日に一回、三日に一回ぐらい集まって、それぞれの省庁の情報を持ち寄りな

がら対応を考えているところでございますけれども、そういういわば一般の皆さん方に対するどういふような救済の方法があるのかということも含めまして、早急に私どもとして頑張つてやつてまいりたいと思つておるところでございます。

○古屋(範)委員 以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○鴨下委員長 次に、五島正規君。

○五島委員 民主党の五島でございます。

この議論に入る前に、基準局長、あなたは先ほどから盛んにアスベストの禁止、アスベストの禁止とおっしゃっておりますが、一体、状況の認識を誤っておられるのではないですか。

我が国において過去に輸入されたアスベストだけでも一千万トン、その九割は建材として使われています。御承知のとおりです。そして、その九割の建材は、現在も利用しているんですよ、使用しているんですよ。だから、禁止のヘチマのというのは、これから新たに建材としてつくることを禁止するのであって、アスベストの暴露というその危険性からいえば、現在まさにアスベストのピークのもとにおいて我々が生活している、どうもその認識がないのではないかと。そのことは答弁をもらつてもしょうがありませんので、言うておきます。

そこで、この問題を議論するに当たつて、私自身、非常に残念な思いがございます。私は、一九八〇年代から職業病の一環としてのアスベスト肺の問題も取り組んでまいりました。そして、九〇年に国会議員になりました。そのとき既にアスベスト規制の全国連絡会議というのが、労働組合や各県にありました労働安全センターなどと一緒につくられていました。そういう方々と協力いたしまして、一九九一年に、当時社会党の中でアスベスト規制法というものをつくりました。そして九二年の通常国会に出そうと思つたわけですが、当時、ちょうどPKO法案の中でそれを出すことができず、その秋の百二十五臨時国会に、石綿の規制等に関する法律案というものを当時の社会党

は提出しました。

これは残念なことに、その年の十二月十日、議運においてずつとつるされたままに置かれまして、会期末の継続について与党自民党、当時の自民党さんの、メンバーが随分入れかわつておりますのであくまで当時の言つておきますが、当時の自民党さんの反対によつて廃案になってしまいました。大変残念なことだつたと思います。皆さん方のお手元にその当時の社会党として出した案をつけておられますが、ちょうど私は、そのとき国民生活局長だったか社会政策局長だったかやつておりまして、提案者の一人でした。

その当時に、この法案をまとめるに当たつて、石綿協会は随分いろいろな反対の働きかけをされました。そして、廃案になつた後、この法案を翌年の通常国会に再度提出しようとしたときに出された石綿協会の意見は四ページ以後に載せております。この中で石綿協会が述べているのは、既に石綿は、「今後は作業従事者の健康障害は起こりえないと確信できます。」一般環境においては石綿による健康問題は発生しておりません。等々の見解書を出して反対されたわけですね。

この石綿協会の見解書と要請書は、厚生労働省にも、当時の通産省にも建設省にもお出しになっていることは間違いないと思います。当時、このようになはかけた意見書に対して各官庁はどのように対応されたのか。当時、この石綿協会の所管しておられたところは通産省です。通産省は、このようにな非常識な、一九七二年以後世界的に問題になり、八〇年代にはアメリカで大きな問題になつて、一九八六年にはILO条約ができた上、そういう状況の中で、もっとも日本はこの八六年にできたILO条約を先週の金曜日に通したのでから我々の責任も大きいと思います。しかし、こういうふうな状況の中で、当時各官庁は石綿協会の働きかけに対してどのように対応されたのか、お伺いしたいと思つています。

【委員長退席、北川委員長代理着席】
○塚本政府参考人 ただいまの先生お尋ねの件で

ございますけれども、平成四年当時でございますけれども、当時の関係者によりまして、社団法人日本石綿協会は、全面規制はヨーロッパの一部で行われているものの、ILOとかWHOの見解等国際的な一般認識はむしろ管理すれば使用できるというものであり、一律禁止は国際的認識にまず反すること、それから、代替品の開発は困難であり、代替品の安全性が十分確保されないまま規制を行うことは望ましくない等の理由により、石綿協会としては反対声明を行い、当時の通産省もその反対声明と見解の提出を受けたというふうな承知をしておられるところでございます。

○五島委員 当時、この問題について、この石綿協会の見解書は当時の労働省に対して出されませんでしたでしょうか。

○小田政府参考人 確認しておるところでございますが、出されたという明確な事実はないようでございます。

○五島委員 お読みになっていないはずはないんです。我々はこの問題も、大げんかをしてながら、当時の社会党の中において、労働省の方もおいでいたで、川保健二郎さんがそのときの社労部会長でしたが、労働省に対しても強くおっしゃつたことを覚えております。したがつて、知らないはずがない。

ただ、そのときに出てきた話が問題なんです。今回出てきている最初の企業の大半、クボタさんとかニチアスさんとか、そうしたメーカーの方々が石綿協会の代表として反対運動をしてられました。その中で彼らが言われたのは、一貫して、自主規制に任せとくれ、あるいは代替製品に全部が移行するためには無理があると。

既にそのころ、建材や多くのものについては代替製品ができておりました。ただ、その時期に、例えば超高層ビルのエレベーターのブレーキシューとか一部のものについては代替が困難。あるいは、今も問題になっておりますが、原子力発電所だけではなくて火力発電所を含めたところのジョイントなんかについてはまだ代替技術は確立してない

い。しかし、一番、九割使つていた建材については、あるメーカーでは全部代替化されているんです。しかし、代替化されていない製品もつくられている。何でか知らないけれども、既に吹きつけ作業が禁止になっているにもかかわらず、ニチアスさんは吹きつけ材もつくつておられましたね。

そういうふうな事実がありながら、すなわち、技術的には既に代替品ができていて、コスト的にもそれができていて、にもかかわらず、まだそれを使いたいという企業があるからという形で、当時の通産省も、あるいは私は建設省もそうだったと思います。あるいは労働省にしても、そのことに對して何ら規制を強くメーカーに求めるということをしなかった。

私は、この責任、きょうここで議論をしていまして、一時間しか時間がありませんので終わりますから、この問題は改めてこの場において追及させてもらうということを申し上げて、次に行きます。

これはごく最近の問題です。二〇〇二年になつて、前の厚生労働大臣坂口さん、彼はもともと公衆衛生の医者で、この問題に対して私はピカ一が存在だつたと思つていました。坂口前厚生労働大臣は、アスベスト製品の原則禁止を表明されました。これは皆さんも覚えておられるはずなんです。その年の十月に代替化等検討委員会というのが非公式に組織されたわけなんです。この所管は厚生労働省でしたね。

○小田政府参考人 そのとおりでございます。

○五島委員 お配りました資料の一番最後のページを見て下さい。

この石綿の代替化等検討委員会の委員というものの名前が載つております。東京農工大学工学部の機械システム工学部の助教授、芝浦工大建築学科の助教授、原子力研究所の研究システムの研究員、それから明大理工学部の建築学科の教授、東大工学部の建築学科の教授、早稲田の建築学科の教授、そして委員長は消防研究所の理事長。こういうメンバーが委員になつて、坂口さんの原則禁

なります。

止を受けて委員会をつくれるわけです。
厚生労働省がこういう委員会をつくるのであれば、当然、健康に対する被害なりそうした観点からの研究を続けている専門家、あるいは、さつきも言いました。実質的に、二〇〇二年のときには使用量はかなり減っています。使用量というのは、新たに使われる量が減っている。しかし、社会全体の中には一千万トンを超すアスベストの山。当然、それに対する処理、廃棄物の問題、そういう専門家が入って委員会をつくられてしかるべき。ところが、これを見てください。全部、非常に狭い範囲の中でその議論をする、そういう学者だけで委員会をつくられた。そして、その報告が二〇〇三年の四月に出されて、アスベスト製品の原則禁止どころか、部分規制にとどまる内容になってしまっている。

なぜ、こういうふうな委員会の組織と報告になったのか。そのことに対して業界からの圧力、あるいは厚生労働省に対して他省庁からの圧力があつたのかなかつたのか、お答えください。
○小田政府参考人 委員の構成についての御質問でございますが、当時、代替化の促進という観点から、代替製品の性能とかあるいは代替化技術の進展といったこと、それから代替した場合の安全性、そういった問題から、工学系統に偏った、健康の関係の方が産業安全技術関係以外に余りいらつしやらないというふうな事になったかと思ひます。

いずれにしても、こういった人選に当たって何か外部からの圧力といったものがあつたかという御質問については、私ども、そういった業界等から特段の圧力があつたというふうには認識しておりません。

○五島委員 何かもごも言われてわからないだけども、よそからの圧力はなかったと。ただ、大臣が原則禁止と言われたけれどもそれは困るから、こういうメンバーをつくって代替化を広げたということなんですね。それは、厚生労働省の責任でそうやったというふうにおっしゃったことに

そうしますと、これを受けてじゃないんですか、同じ年の二〇〇三年の十月には、労安衛法の施行令が改正されていますね。この施行令の中には、クリソタイルの輸入は合法として認めており、また、石綿製材の在庫類の利用、使用というのは認めているんですね、在庫がなくなるまでは構いませんと。

何か私は今回の発表を見てみると、メーカーとしては、在庫が全部切れたから、やれやれ、もうこれから先は使わない、だからここで事後処理に入ろうということでああいう発表になったのかなと思わざるを得ない。そして、それを誘導したのはどうも厚生労働省じゃないかと、今のおっしゃるとおりであれば思わざるを得ない。その辺、どうなんですか。

○小田政府参考人 二〇〇三年十月の政令改正の関係でございますが、これは、先ほどの検討会の結果を踏まえて政令改正を行ったわけでありまして、当時流通していた品目の数%を残して禁止だ、ただし、その時点で、施行日前に製造され、あるいは輸入された製品については経過措置により禁止措置が除外されているということでござい

ますが、これにつきまして、できるだけ早くそういうものについて対応するようにということで、本年の六月に、在庫品を有している業界団体に対しまして、在庫品の販売を補修に限るということを文書にて要請を行ったところでございます。

○五島委員 クリソタイルの輸入を認めた理由は何なんですか。すなわち、白色石綿の輸入を禁止しなかったですよ、この施行令のときに。それは何ですか。

○小田政府参考人 基本的に、代替化可能なものについては禁止をしたわけでございまして、代替化が非常に難しい、あるいは安全性の観点等からそういったものの代替が難しいというものにつきましては、一応当面使用をして、速やかな代替化を促す、しかし、その使用に当たっては、可能な

限り健康安全の被害がないような形で実施するというふうなことを當時行ったわけでございます。

○五島委員 この間、労基局の人たちと話していますと、白色石綿、すなわち蛇紋岩からとるクリソタイルについての危険性の認識が非常に弱いように思ひます。クリソタイルは、もちろん安全とは思っていないんでしょうが、ほかのに比べて毒性が低い、だからいいんだという思いがあるのではないですか。確かに、肺がんに関して言えばそういう例もあるわけですが、中皮腫に関して言えばそうじゃないですよ。胸膜の中皮腫、あるいは後腹膜の中皮腫。

アスベストについて、これは公表すると言われているので余りしゃべるつもりはなかったんですが、アスベストによる中皮腫というのは、別に胸部にだけできるわけじゃないんですね。率九にもできるし、喉頭にもできますし、それから腹膜にもできます。アスベストが原因です。

そういう意味では、中皮の中に含まれているアスベストというのは、実は、去年の国際アスベスト会議の中における発表、アメリカの人の発表ですが、百六十八例の組織を調べた結果、中皮に組織的に浸透、移行するのはクリソタイルが圧倒的なんだということ、中皮腫に対してはクリソタイルの危険性を物すごく訴えているんですね。その辺は、昔からの伝統で、ほかのアスベストに比べてクリソタイルは安全だというふうに考えた対応をすると、大変な間違いを起すだろうと思ひます。

この点については、今後そういうことがないようにお願ひした上で、さらに、アスベストの問題によって起こってくるこれからの問題。

今までのアスベストによる被害というのは、当然、周辺住民やそういう人たちに被害が出てきています。ちょうど八〇年代のアメリカの状況に日本は近づいてきたんだらう。これはピークの時期を合せてみても、大体それぐらいです。これから日本は大変なことになってくるんだらうと思つております。

これから大変になるというのは、いわゆる労働衛生として大変なところというのは、解体とかそれからごみの焼却、運搬、そういうところが問題です。しかし、これから問題になる場合は、ひよつとすると公害としてのアスベストに転化してくる。だって、一千万トンのアスベストがいっぱいあるわけですよ。

一九五〇年までの鉄骨構造の建物は、耐火被覆をしないと建築基準法でありましたよね。厚生労働省はそのとき毒性をわかつていたんですよ。わかつていて、現実にはそんなことを労働省がするかどうかは別として、つじつまを合わせるために、しようがないから、送気マスクといつて潜水夫が着るようなマスクをつけさせて、長いホースで空気を送って、それで仕事をしなさいというめちゃなことをやっていたわけです。監督が来たときはそれを着たんでしょ。けれども、ほとんどやっていないでしょう。

しかし、その後どうなったか。例えば、鉄骨構造の二階の床の下は鉄板ですね。そこにアスベストを吹きつけています。そして、一階の天井と二階のサンドイッチの間にさまざまな配管が通っています。配管工の人たちが建築後十年、十五年たつて入っていくと、本当に真っ白のほこりの山です。アスベストの。僕も、おまえもそれを見てみると言われて、怖かつたけれども中に潜り込んで写真も撮りました。そして、配管工の人たちの吐くたんからアスベストボディーの検出もできました。

こういう人たちに対しては、当時、労働省は、一般的マスクの着用は言っていましたけれども、粉じんのあるところにマスクを使えというだけの話で特別なことはやっていません。方々でそういうことがある。命の問題、健康の問題に対する知見の問題は軽視して、経済官庁やそういうところの主張が通って、厚生労働省は常にその両者の中でつじつま合わせをやってきた。それが、余りつじつまも合わないままにここへ来た。これが現実じゃないですか。

だから、これからそういうふうな解体の作業があります。しかし、これからは公害としてのアスベストの問題が大変深刻になります。

もう一つは、アスベストの大変やこしい問題で、ほかの物質と違って、ドーズレスポンス、すなわち、量と時間の暴露量と発症量は必ずしも正の相関をしません。言いかえれば、短期の大量暴露でも、二十五年から四十年の間に中皮腫や肺がんを起したりする可能性があります。断続的な使用でもそういうことは起こることがあります。そして、製造現場では一cc中十繊維ぐらいの濃度に対して、環境中においては一リッター中に十繊維ぐらいの環境基準を持っているんですが、その環境基準が安全かどうかというのは怪しくなっているんです。

これも去年の国際アスベスト会議で出された症例ですが、七十歳の男性、この人にはアスベストの被曝歴は全然ありません。家族にもありません。ただ、その人の職場が、アスベストの吹きつけをしている倉庫の清掃を三十年間やってきた。月に数回、数時間、数十時間と言っているんです。そのぐらい、アスベストを吹きつけた壁のあるところで掃除や何かの作業をしていた。その人が、労災にはまだ認定されておられませんけれども、典型的な悪性胸膜中皮腫でお亡くなりになって、解剖までされている、アスベストの中皮における大量の存在も見つかっている。

こうなると、アスベストを吹きつけているところで働いていたんですから、この労働者は、どう理屈づけても、労災保険になりますか。基準局長、これは労災保険になりますか。

○青木政府参考人 今、具体的なことはにわかにはあれませんが、労災の認定をするためには、業務上の災害、疾病だということでありまして、それが業務上になるかどうか、通常労働者が行っている業務の中でそういった危険性が本当にあるのかということでありまして、たまたまそういうところへ行っただけというのはなかなか難しいかもしれません。具体的な作業状況を見てみないとわかりませんが、そういうふうな思われます。

かりませんが、そういうふうな思われます。

○五島委員 通常は、アスベスト製材をつくっているわけでもなければ、それを扱って加工しているわけでもない。その倉庫の中にアスベストで吹きつけられていた、そこで働いていた。その人がアスベストで中皮腫になって、業務遂行性、起因性というのは非常に証明の難しい話だと思えます。だから、この労働者なんかの場合は、今労災問題でもめていようですが、大変難しいケースだろうと思うんです。だけれども、これからはそういう人はふえるんですよ。

皆さん方、震が関に行つて、下の方は鉄筋かわからぬけれども、あれは鉄骨構造ですから、五〇年以前ですから、間違いなく耐火被覆をアスベストでやっていますよ。天井をのぞいてごらん下さい。恐らく、あなた方はアスベストの下で生活しているんじゃない。

そういうふうなところに入つて工事する人たち、まさかアスベストの作業とは思っていない、通常の配管工事や配線工事と思つてやっている。それを三十年、四十年後になって、そういう作業をやったかどうか一々覚えていいる人がおつたら、よほど頭のいい人なんじゃないかね。私なら絶対忘れていきます。

だから、こういうふうな病気というのは、業務遂行性、起因性の証明というのは非常に限られた例しかできない。だからといって、これを全部公害として公害指定して、公害病として扱っていくとすれば、アメリカで七兆数千億、恐らく十五年か二十年すれば日本は二兆を越すでしょう。そんな基金、どこでつくるんですか。

私は、はっきり言つて、次の段階、必要なことは、製造物責任の問題。さまざまな建材やそういうものをつくつて、それが人に對して有害な物質である、そして、それを扱うことによって人に對して有害な物質を持つとすれば、その除去なり対策というのに対して、やはり製造物責任を明確にさせるということなしにはこれからの政策は進んでいかない。

手帳の問題もおつしやいました。ニチアスにしても、そこで働いている人はいいいでしょう。大量のニチアスの下請で働いた人やパパートの人たち、三十年たつて、そういう事業主証明がとれますか。結果として、その人にアスベストの蓄積があるかどうかということでも手帳を出していかないと健康管理できないという理屈じゃないですか。その辺、どうお考えですか。

○小田政府参考人 石綿業務従事者の退職後の健康管理というのは非常に重要なことでございますが、この石綿による健康被害が増加しているということも踏まえまして、現在、事業者に対して、過去に石綿を取り扱う作業等に就いて退職した労働者であつて、健康管理手帳の要件を満たさない者に対しては、健康診断を速やかに実施するよう要請を行っているところでございます。

これは別に、先生の御質問は、制度的に抜けがあるのではないかといいふうなことでございまして、石綿を取り扱う作業等に就いた労働者の健康確保のため、御指摘のような点も踏まえまして、専門家による調査研究を早急に行つて、その結果に基づいて、健康管理手帳の内容を含めまして、その健康管理のあり方について検討してまいりたい、こういうふうなことを考えております。

○五島委員 例えは、ここに三重の建設労働組合がやったアスベスト関係の健診の結果のデータがあります。二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇四年と四千五百から五千の間の人数が受診しておられます。そして、二〇〇二年には有所見者の数が百名、二〇〇三年には百二十四名、二〇〇四年には百五十四名とふえているんです。

これは、この二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇四年とアスベストの被曝がふえているからでないことはすぐ御理解いただけると思います。その二十年前なりその前の被曝によつて、所見の発生がおくられて出てきているということなんです。そして、建設労働者ですから、ほとんどが一人親方ですね。これから見ると、極めて膨大な労働者が健康手帳も受けることもできずに放置されている実態は明らかじゃないですか。

らかじゃないですか。

しかも、制度的な抜けもありますよね。アスベストは船で輸入されてきました。昔はドンゴロスの袋に入つて送られてきたんです。あの上で寝たら気持ちよかつたそうです。国鉄だって、昔の貨車は、ある文献によりますと、シーートの詰め物にアスベストを使っていると書いてあります。断熱性がありますし、弾力性はありますし、よかつたんでしょう。そういうふうな輸入に従事してこられた船員の方々は、これは船員手帳ですから、手帳の対象になつていないですね。

また、先日お伺いすると、国土交通省は、旧国鉄の人でも手帳交付の対象になつておりますと言つて、それから、JR連合の委員長に聞いてみると、JRになつてからの労働者は手帳の交付の対象になつていけるけれども、それ以前の、いわゆるアスベスト作業、工場で物づくやっていると、被曝者は手帳を交付されていらないと言っている。それはひょっとしたら、やはり当時民間でなかつたということとされていらないのかもわからない。

そういうふうな人たちに對してはどういうふうな健康管理をしていくのか。これは厚生労働省と、それから社会保険庁の方からちよつとお聞きしておきます。

○小田政府参考人 健康管理手帳制度は労働安全衛生法に基づく制度でございますので、その法文上、旧国鉄職員を排除する規定はございませんので、旧国鉄職員も健康管理手帳の交付対象となつていっていると認識しております。

○青柳政府参考人 船員に対するお尋ねについてお答えいたします。

船員に對します労働安全衛生上の健康管理責任は、船員法及び船員労働安全衛生規則に基づきまして、一義的には船舶所有者に属するものというふうに承知しております。

現在、そもそもアスベストに関連する業務に對する船舶所有者の健康検査の義務は規定されていないということになつております。

一方、一般労働者に対する労働安全衛生上の健康管理責任は、労働安全衛生法に基づきまして事業者が属するものとされており、さらに、アスベストに関連する業務につきましては、そもそも事業者の健康診断実施義務が規定されていることに加えまして、離職後の健康診断に際して政府が必要な措置を行うこととされておりまして、これを担保する具体的な手段の一つといたしまして、労働者災害補償保険法に規定する労働福祉事業といたしまして健康診断の事業が実施されている、こういう構造になっております。

したがって、お尋ねのアスベストに係ります無料健康診断に係る船員についての労働安全衛生上の対応につきましては、まずは船舶所有者の健康管理責任を担保する仕組みとしてどのような施策を講じることが適切かという観点が重要になってまいりますので、船員法等を所管する国土交通省の御意見も踏まえまして、こういったものの対応を検討したいというふうに考えております。

○五島委員 火災が起ると、一番困るのは船舶や飛行機ですね。ですから、ボイラー周りや何か含めて、アスベストの塊。特に軍用船なんかはその最たるものです。だから、造船所で次々と起こっている。ボイラー室や何かにおいてアスベストで固めている、そこで働いているのが船員の方ですよ。今の青柳さんの言ったように、何もしていないんだけど、へ理屈だけ並べる。結局、手帳も行っていないわけです。何もされていないんです。

しかも、常用ですと船員である人は少ないんです。船というのはさまざま変わっていつて、フォローできない。そんなもの、聞くだけむだだから言いませんけれども、一人の船員がアスベストの輸入業務にどれだけ携わったかわかるかい、わかるはずがないんです。わからないことであれば別の方法でシステムをつくって管理しなければいけないのを、わからないと言わずに何のかの言い逃れして、そして問題を先送りしようとして

いる。私は、そんな時期はもう過ぎたし、そんなことをしていたら大変な時期になってくる。

しかも、中皮腫の死亡というのは、二〇三〇年には、ある学者の推定では、男性の中皮腫で年間五千名。また、一昨年の産衛学会の発表で見ますと、アスベストによる死亡者の数は、二〇三〇年には二万数千人から五万、六万ぐらい出るだろうという数字を出しています。これはいずれも予測値ですから、きちっとした調査を続けて経年的に追いかけてみる必要があるんじゃないかと、今とは違ったオーダーでふえてくるということはあり得るかあり得ないかという、アメリカにおける発症例を八〇年代から九〇年代を追いかけてみれば、それは当然そうなるんじゃないかと。それに対応した対策がとれていないんじゃないですか。

時間もなくなりますので次にいきますが、そうした問題の中で、どういうふう早期に見出すのか。先ほど、免疫学的にアスベストの検査というのもおっしゃってありました。確かに、組織を傷つけて、そこで生まれてくる特殊なたんぱくというものに着目した検査方法というの今開発されようとしております。しかし、確実なのは、やはりブラークといいますが、胸膜の肥厚とかそういうふうなものです。黒く映るわけですが、それを十年から十五年の間にチェックする。これを確実にチェックする方法は何かといったら、スパイラルCTです。

この前、ある人に聞いたら、スパイラルCTなんて高いからできません、そんなもの、余りないでしょう。今スパイラルCTがあるところというのは、中以上の病院なら普通でしょう。だからやれる。コストも、何はできるかですから、五、六千円ぐらいでできるのではないかと思います。それが、それぐらいは最低の金としてかかるんです。それによってフォローしていくしかない、医学的にも。

そういうふうなことを皆さん方がどこで踏み切ることができるかなんです。そんなもの、金がかかるし、大変だし、責任が出てくるし、それは

踏み切れないと言っておれば今のスピードで、大量の爆発につながってしまう。そのところをどう考えているか。西副大臣、僕はきょうは官僚をやっているつもりで、副大臣に聞くつもりはなかったんだけど、西さん、ちょっと政治家として、その辺、将来の問題をどう考えるか。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕

○西副大臣 先生から専門的な知見に基づいて、随分新しい事実を今御質問いただきました。私もそれに答えるだけの知見はございませんけれども、先生今おっしゃられたように、これだけ急拡大をして、しかも今後さらにふえるおそれの十分あるこの対策、いわゆる労働関係の分野だけで済まない可能性のある問題ですので、そのことも十分視野に入れながら、関連省庁とも協議をさせていただきたいというふうに考えます。

○五島委員 次に、いずれにしても、アスベストがはらんしている。吹きつけただけではないですよ、モルタルにもアスベストが入っているんです。だから、あらゆるところにアスベストをまぜてやったわけですね。コンクリートにもまぜて使った。そういうふうなものの風化その他によって被害をこうむるわけです。

製造現場と比べてどうなのかという議論はあります。それは、発症率においては量が少ないだけ低いかもわからないけれども、今度は公、全地域です。人数が多いですから、やはり大変なもの。いずれは、これは下手をすると公害と言われる状況になるだろう。

だけれども、私は、本当に公害というのは不特定多数者による不特定多数者の損害が公害なのであって、水俣病とかイタイイタイ病とか、あれを公害と言っているのはおかしい。すなわち、損害の広がりが大きければ公害と言っているという、日本的な使い方をしています。しかし、この問題に対して公害対策という形で適用するというのは間違っているだろう。

まず金の問題ですよ。さっきも言いました。製造物責任というものをきちっと生かして、製造者

の責任において除去をやらせていく、あるいは措置をさせていく、その観点をきちっとここで打ち立てないと、大変なことになるだろうと思っております。

例えば、今回厚生労働省がお出しになりました資料の中に、アスベストを使った建材を事前に調査し、そしてそれ特有の樹脂でもって取り壊し、そしてそれは特別管理廃棄物として処理することになっていきます。胴体が大きいからといって、あの波板、たくさんありますね、まだ国鉄のホームなんかにもありますよ、あの波板を粉々にして細かくして運べば、量は少なくなりますから処理しやすいんですけども、そんなことをしたら粉じんがいつぱい出るからやっちゃいけないんじゃないかと。

そうすると、そういうふうなものの処理のコストを考えた場合に、例えば、四十坪ぐらいの住宅で、スレートがわら、アスベストの壁板、そういうものを使っておられる家屋を解体して処理しようとするば、一戸当たり幾らぐらいのお金がかかるんですか。

きのうそれを言ったら、国土交通省の方は、そんな金の試算は厚労省がしろというふうな話でしたが、そこは任すと言っていますが、どちらでも結構です、お答えください。

○小田政府参考人 あくまで試算で、一例として申し上げますが、ある文献で紹介されている例を挙げますと、平均的な床面積三十坪程度の戸建て住宅の解体工事の請負金額というのは百数十万円程度と言われているようでございますが、これについて石綿対策というのは含まれていないということになっております。

以上でございます。

○五島委員 石綿対策が含まれていない解体費用を聞いているんじゃないかと、アスベスト製材を厚労省の主導によってやっていき、そして産業廃棄物としての処理のコストも含めることによって、どれぐらい金がかかってくるのかを聞いているんですよ。

○小田政府参考人 アスベスト対策に係る解体にかかる費用の具体的な金額というものでございしますが、これは建設物の種類あるいは規模、建材の種類、工期等に応じて、あるいはどのような対策をとるかによって異なるというふうに認識しております。

○五島委員 しかも、これはユーザーに対して、値切ったらいかぬと書いてあるんですね。値切ったらいかぬといっても、四十坪の家を解体するのに、一説によれば一千万かかるという人すらいる、それはかかるかどうか分かりませんが、当然、ユーザーとしては、それは勘弁してくれ、今まで百五十万でできていたのなら、二百万ならしよがない、二百五十万ならしよがない、そんな膨大な金がかかるかとなると、結局それは一般廃材と同じような形で、ずさんな扱い方、ずさんな解体になるわけですよ。

なぜそういうふうなものが、厚労省は、せっかく省令の中で細かく書かれたのなら、そのことに伴っての経済的負担がどれくらいふえるのか、そのまま放置した場合に厚労省が言うところの手順でもって処理できるのか、検討するのが当たり前じゃないですか。

私は、次までに、委員長にお願いして、またぜひこの集中審議をやってもらいたいと思いますから、しかるべき時期までにその辺の試算をやっておいていただきたいと思います。

また、環境省の方にもお伺いします。

アスベストの吹きつけを固化して、そして除去して二重のビニール袋に詰めてしまう処理をした場合は、意外と簡単なんですよね、コスト的には、ところが、ああいう建材、スレートあるいは壁面、あるいは波板、もう至るところにあるアスベストの製材です。これもアスベスト製材ですから、通常、年数によってアスベストの含まれているパーセントは五割から二五割ぐらいまででしょうが、アスベスト製材ですから処理しなきゃいけない。そうすると、今のところ、解体工事は水でぬらしてできるだけ飛散せぬようにして処理できるん

ですが、それを運んでいく廃掃業者、既にそれによって支障が起っています。廃掃業者に対して、安全管理面の何らかの指示をされるのかどうか。

次に、持ってきた特別廃棄物、これをどうするんだという話。これは、バーゼル条約のときにも私はこの問題で質問しているんですね。

常識的に考えると、これは埋設をして、その上に土をかけて被覆をして、またその上にアスベスト材を捨てて、またその上から土をかけて被覆する、そういうふうなサンドイッチ方法で埋め立てるしか安全な方法はないはずですよ。野積みしていて被害が起ったというのは、アメリカの例からも、アフリカの例からも、フィリピンの例からも出ています。だから、これはもう埋め立てるしかない。そうすると、本当に膨大な埋立地が必要になってくるんですね。

環境省、その辺、何かお考えになっていきますか。

○由田政府参考人 御指摘のとおり、飛散性のある廃石綿等につきましては、廃棄物処理法に基づきまして、平成四年七月に、特別管理産業廃棄物として通常の産業廃棄物よりも厳しい基準が適用されております。

具体的には、御指摘のありましたように、収集におけます飛散防止とか、あるいは処分におけます溶融、あるいは耐水性材料での二重こん包等の基準が定められているわけでありまして。

それからまた、アスベスト成形板などの非飛散性の廃石綿につきましても、ことしの三月にその取り扱いに関する技術指針を策定いたしましたして、破碎による飛散を防止する観点から、極力破碎を行わないなどの適正な処理が図られるよう指導しております。

これらによりまして、廃石綿等の処理費用が通常の産業廃棄物の処理に比べると多額になることに関しましては、やむを得ないというふうに考えております。これは、環境保全上、必要なものというふうに考えております。

環境省としましては、これらの規制とか指針によりまして廃石綿等の適正処理が確保されるよ

う、排出事業者あるいは産業廃棄物の処理業者等の関係者に対して、指導の徹底についてこの七月十二日付で指導の通知を発出したところでございます。

○五島委員 これは、昨年の東京で開かれた世界アスベスト会議でのアブストラクトです。一度お読みになったらいと思えますよ。そういう石綿スレート板とか、それから石綿を含んだあれが、放置した場合に、風化してどういう危険性をもたらしているかという世界各地からの報告がありますよ。

これは、やはり安全にするためには埋設するしかないんです。その埋設に要する埋設地の確保というのが大変ですよ。ほかのものなら、その分だけ捨てていって、順番に捨てていきますけれども、飛散させないために土壌被覆をしてはやってということになれば大変なことになってくる。深海にでも捨てるといことが許されるのなら一番簡単なんだろうが、そんなことはできないとすれば、これは大変なことになってくる。

今おっしゃったような話を聞いている限りでは、余りアスベストの問題、これはリサイクル課がやることでは、リサイクルできないんですからリサイクル課がやっても困るんだけれども、どうも環境省は、このアスベストの問題を取り上げてきちんと対策を考えているようには、今の御答弁では思えません。

それらの問題もまたいづれ改めてお伺いするとして、最後に、これは、もうきょう質問をして、データは出ないと思えますからお伺いしますが、現在使用されているアスベスト製材のそれぞれの種類、建材であっても、吹きつけ材であつてみたり、屋根材であつたみたり、いろいろな基準があります。

きょう私のお配りしました資料の中にも、七のところに、どういうふうなところに使われているかという一九九五年の使用状況があります。とりわけこの中で一番多いのは、やはり建設材。この年でも九二%です。建設材について、どうい

ころに大量に使われてきているのか、その使用総量、言いかえれば、これから除去しなければいけない総量に相当するわけですが、この使用総量はどれぐらいになるのか。そうしたものを、先ほどから禁止、禁止とおっしゃったわけですから、期限を設けて除去するのか、それとも、自然に風化して大気中に舞い上がってなくなるまで待つのか、それとも、そこを利用している人が気持ち悪くなって自分のお金で処理してくれるのを待つのか、どういふふうに考えているのかお伺いしたいと思いますが、もし今それに答えが出なければ、期限を切ってデータの提出をお願いしたいと思います。

○塚本政府参考人 先生のお尋ねの件でございすけれども、当省として、今、建材関係でどういふふうな分野にどれだけ使われているかということとで調べたわけでございすけれども、先ほどから御案内のように、我が国の輸入量は、四十九年当時三十五万トンから、足元、平成十六年には八千トンということでございます。それから、累積でということでございますけれども、昭和五年から平成十六年、七十五年間ということでは約一千万トンというお話、我々、貿易統計によりまして九百八十八万トンということでございます。このうちの九〇%以上が建材。

平成二年の使用状況を見ますと、この建材のうちの約三四%が住宅の屋根用スレート、一五%が屋根や外壁用の波形スレート、それから一四%が内装、外装用の押し出し成形セメントというふうに使われている。その他、石綿のセメントボード、それから珪酸カルシウム板、こういうものに使われているというふうに承知しております。

○五島委員 それはもう既に他の代替品が出だしたときの使用状況なんですけど、もった古い時代から考えてみて、現在まだ使われている建物の中に建材として使われているものについて言えば、少なくとも九百万トン近くのアスベストが建材として使われて、輸入量だけでですよ、そして、その中でまだ現在も除去されずに、あるいは解体され

ずに残っている量というものが、やはり八百万トンぐらいはまだ残っているだろうと考えて間違いないだろうと思う。

八百万トンのアスベストを含んでいる問題というのは、解体するにしても除去するにしても、アスベスト単体ではなくて、ほかのものと一緒に混和しているわけですから、容積的には非常に大きくなりますね。そういうふうなものの処理のコストというのはかかるわけですから、その辺は環境省の方もぜひ、どういうふうな処理していくのか。アスベストの無害化というので、最近、新聞に何か熱を加えてどうのこうのといっている。たけれども、それは実験的な問題で、製品的になったものの処理にはそんなもの不可能でしょう。そうすると、そのコストをどうするんだという話が必要になってまいります。同じようなことが人間の体にも起こっている。

そういう意味では、これからこの問題について当委員会においても引き続き審議、質疑をさせていただくことをお願いして、きょう第一弾としては終わります。

○鴨下委員長 次に、泉健太郎。

○泉(健)委員 京都の泉健太郎です。

きょうは本日は、ある意味、もつと感情を交えながら、今のこのとてもひどいアスベストの被害実態ということについては訴えたいところなんです。私に与えられた時間は三十分間です。大変短い時間の中で、しかも、このアスベスト問題についてはきょうが初めての一般質疑ということですので、その中で伺いたいことがたくさんございます。ですので、ぜひとも簡潔に、誠意ある御答弁をまずはお願したいというふうに思います。私は、実はきのう、私の地元京都からほど近いもので、尼崎に行っていました。そして、クボタの阪神事務所長さん、安全衛生推進部長さん、そして尼崎市役所の担当の方、また、実際に被害を受けた、これは一般住民の方で中皮腫になられたというケースの方ですけれども、その方から話を直接伺っていました。

こで実態もよくわかりましたし、まだまだ政府がそういった現場の実態に踏み込んでいないんじゃないのかということを感じて帰っていました。

我が党では、今質問をされました五島議員を座長として、今、プロジェクトチームを立ち上げて、これから対策を進めていくところですが、政府も現状の中でもまだまだ対策が足りないということを私は感じざるを得ません。例えば、七月の十一日に関係省庁の会議というものが開かれたようですが、それは課長級というふうな会議は開かれています。それ以降はこういった会議は開かれています。

○青木政府参考人 ちよつと今手元に資料がございませんが、五回ほど会議が開かれていると記憶しております。

○泉(健)委員 それは、課長級よりもさらに位、ランクが上がった会議ということになっているのでしょうか。

○青木政府参考人 関係省庁の課長級の会議が五回だったというふうに記憶いたしております。

○泉(健)委員 この質問をするに当たって各省庁からいろいろな資料をいただいたんです。「アスベスト問題への対応」ということで関係省庁会議としての資料が出されているわけですが、私はまず第一点びっくりしたのは、厚生労働省は、基本的には労働災害ということで労働者の健康被害についてカバーをする、そして、一般住民や家族については、唯一、窓口を設けて話を聞くということころしか実は書いていないんですね。何も、例えば健康調査をするとかそういったことがないという状況に、今、私は大変びっくりしました。

そして、きのう、被害者の方にお会いをして、今いろいろ問題になっています。きのう、実は私が行ったそのちよつと前にはNHKさんが取材に来られていた。いろいろなテレビ局、新聞社が取材に来られているそうなんです。国からは一度もまだ意見を聞かれたことはない。これはおかしい話なんですね。

明らかに中皮腫という診断を受けている方にもかわらず、全くそういった国からの協力要請もないんだということをおっしゃっていました。その方は、だからといって国を今の段階で批判するということではなくして、やはり非常に不思議そうに思っていました。何をされているんだろうかというような思いを持たれています。そしてまた、この尼崎の工場周辺では、今、相談件数の中にはもう既に死亡されたというようなケースが数十件上がってきているという状況もありますので、これはもつともつと広がるでしようということをその被害者の方はおっしゃっていました。

そこで、早速、幾つか指摘をさせていただいたんですが、やはり今回のアスベストの問題を通じて感じるのは、非常に情報の出が遅い、あるいは情報が有効に活用されていないというところだと思っています。

例えば、先日の新聞記事ですが、これは、尼崎市役所が人口動態資料をもとに死因を調べようと思つたら、これが統計法上の目的外使用に当たるということで、厚生労働省から許可を受けなければならぬということがありますが、厚生労働省、これはいつまでに許可を出せそうですか。

○鳥生政府参考人 人口動態統計調査の調査票の目的外使用につきましては、それを使用する市町村等から調査を所管する厚生労働省を経由して、統計法を所管する総務省に目的外使用の申請を行い、総務省の承認を受けるという流れになっているわけでございます。

アスベスト被害に関連いたしました人口動態統計を目的外使用する場合においても同様でございますが、厚生労働省といたしましては、市町村等からの申請を受けまして、速やかに総務省に対して対応していきたいというふうに考えております。

○泉(健)委員 先ほど言いましたように、時間がないんです。速やかというものはもう当たり前の話で、いつかという話を聞いているんです。ちゃんと答えてください。

○鳥生政府参考人 これにつきましては、現在、市の方で申請資料を作成中ということをお伺っております。

私もどなたかしましては、資料が提出され次第、迅速に処理をいたしまして、総務省に対して申請を行うということにいたしております。総務省に対しても、こういった現下の状況にかんがみ、可能な限り早く承認をさせていただくように話をしていきたいというふうに考えております。

○泉(健)委員 しかし、その申請資料は、厚生労働省から出すようにというふうな言っただけじゃないんですか。

○鳥生政府参考人 統計法に基づく処理を行うというので、資料についての内々の打診がございまして、それに基づきまして、現在、市の方で適正な申請資料を提出すべく作業中だというふうな聞いております。

私もどなたかしましては、その資料が提出され次第、現在の状況というのは御指摘のとおり非常に切迫しているという状況でございますので、可能な限り早期に総務省の方に承認の申請を行うということにいたしたいと考えているところでございます。

○泉(健)委員 といいますと、これは厚生労働省として、こうした関係省庁の会議を開いているのであれば、それこそこのアスベストについては、いろいろな自治体から、尼崎だけでなく今後も出てくるという可能性があると、毎回、自治体からの申請資料の提出を待つ、そしてそこから総務省に届けて許可をもらって、またそれを許可を出すというのを繰り返すのか。それとも、それこそ、これは厚生労働省と総務省の間で話ができる話じゃないですか。副大臣、どう思われますか。

○鳥生政府参考人 目的外申請につきましては、同一の目的によりまして反復して調査票を使用するということが見込まれる場合には、包括的な申請を総務省に対して行うといったことがございます。

現在のところでは単独の市の申請ということでございますが、今後、具体的な動向を見守りながら、それに対応して、そうした包括的な承認の申請といったことも含めて迅速な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○泉(健)委員 その包括的な申請というのは非常にありがたいお話です。ぜひやっていただきたいと思っております。

さらに言えば、動態資料だけではなくして、実際に死因がわかって自治体が訪問調査をしたいというときに、これまた許可が必要じゃないですか。

○鳥生政府参考人 承認の申請の中に、どのような調査をどういった利用者の範囲で行うかといった計画を含めて申請が行われるということでございますので、その中で承認がなされた場合には、その個々のケースにおいて、それぞれの過程での承認ということにはならないものと存じます。

○泉(健)委員 では、ぜひ各自治体に対して、これは先ほども言いましたが尼崎だけではなく、せん、こういった市民への健康調査を行いたいというような自治体がある場合には、ぜひその包括申請という手段を積極的に国から提供していただきたい、その情報を言っていただいたいと思っております。今おっしゃられたように、一つ一つの動作、行為をするについて、毎回申請書を上げなきゃならないというのは大変な問題だと思っております。ですから、人口動態資料をいただき死因を調べ、そこからさらに健康調査もするという、あるいは、そこからさらに、例えばこれは医療機関からの情報提供ですとか、いろいろなことがまた考えられると思うんですが、そういったことのあるべく包括的な申請をぜひ自治体の方にも皆さんから呼びかけていただきたというのをまずお願いしたいというふうに思っています。

そういう中で、私はきのう、クボタに行って、資料をいただけてまいりました。その中で、神崎工場の従事者ということで、在籍一年以上の社員合計、いろいろと数字が書かれているわけなんです、私はそこで非常にびっくりしたのは、退職

者の方々で、もちろん部局にはよるんですが、ある部局では、五百名以上の退職者の中で二百五十名以上が住所不明だというような状況なんですね。

確かに、退職をされた、引越をされたら、会社としてそれを追跡するものではないですが、そこは確かにそのとおりなのかもしれないんですが、しかし、この実態、先ほどたしか答弁の中で、青木局長だったでしょうか、対象者へしっかりと周知をするということをやられていたわけですから、けれども、やはり、クボタさんが御自身の会社の中で調べた中でも半数の方々が住所不明になっているということから考えますと、これは先ほど来御指摘があるように、ある意味、広く被害者が拡散をしている。

言ってみれば、公害というか、公害というのは普通はそこに住んでいる方々にばつと物質が広がって、そこにいながらずつと症状が出てくるというケースが多いんですが、今回のアスベストの場合は、ずつと潜伏が長いということ、全国に飛び散ってしまったというわけですね、アスベストを持つている方々が、そういうことでいうと、地域だけで見るというのは非常に難しいことだというふうに思っています。

そういった意味では、やはり全国的な周知が絶対に必要です、これから、私は後で公害健康被害の指定についての話もさせていただきますが、これは地域ということだけではなかなか割り切れな問題だということで御認識をいただきたいと思っております。

例えば、こういった住所不明者について、企業から行政の方に、例えばこの方がどこへ行ったんでしようかということを含めてお伺いをしても、これもまた、多分、個人情報や統計法上の関係でなかなか情報提供が難しい。ともかく、統計法上、また個人情報保護法の関係で、いろいろなデータが使いにくなっています。特にそういった御意見を省庁内でもしっかりとすり合わせをして、各自治体があるいは企業が、あるいは支援団体が

そういったことで苦勞なされないように、ぜひ皆さんからも配慮をしていただきたいというふうに思っています。

私は、実際に被害者の方ともお会いをして、ぜひやはりこは、きょうは大臣おられませんか、でも、大臣ないしは副大臣に、一度被害者の方、あるいはこの支援団体、非常に今各企業とも連携をとりながら一生懸命やられていますので、実際に意見を聞く場、被害者の方から意見を聞く場をつくっていただきたいと思いますが、副大臣、いかがですか。

○西副大臣 お答え申し上げます。

残念ながら、この事態が発生して、私自身はそういう機会を持つことができませんでした。種々の事情がございまして余裕がございませんでした。が、できるだけ早い機会を見て、実際にその被害に遭われた皆さんの御意見も直接聞いてみたいというふうに考えております。

○泉(健)委員 きのう被害者宅にお伺いしたときに、お名前を出してもいいのでしょうかという話をしましたら、私はもう取材をたくさん受けているし、みんな知っているからいいよというふうに答えてくださった方が、土井さんという五十六歳の女性の方です。

この方は、クボタの工場の付近で生まれて、昭和二十二年から四十四年までそこで生活をされていたそうです。もちろん、小さいころよく地域で遊び、また生活をしていたということで、当時から全く何も意識はしていなかったそうなんです。が、つい最近、数年前に、風邪だと思って少し検査をした行ったら、実際にはほとんど次の病院、あなたは石綿の仕事をしていたかというふうになられたそうなんです。そのときびっくりしたそうなんです、まさかと。今はもう尼崎から住所を変えて大阪近郊に住まれていますので、なおのことびっくりしたそうなんです。

いろいろとこの報道なんかで、やはりそういった因果関係があるんじゃないのかということ、

今、こういった患者として生活をされているわけですが、もう、片一方の肺は全部摘出をされています。ある意味、いつ私には命の危険が迫っているかわからない、これまでのような生活はもうできないという中で、非常に不安を感じながら生活をしています。

そして、本当に悲痛な声でお話をされていたのは、それはもう私の肺が戻ってくるわけじゃないけれども、やはり繰り返さないでほしい、そして対策をしっかりしてほしい、私のこの受けた事態について、それを生かしてほしいというんですね。

でも、国からはまだ何にも情報提供の協力要請もない、意見聴取もない、私はいろいろな団体とも連携をとっているけれども、その団体にも余り国からは、特にこの七月十一日以降、まだまだ尼崎の方、連絡がないというような話があって、これは非常に残念がっていたわけです。

ぜひとも、そういったことで、今、副大臣お約束をいただきましたので、早速にそういった面会をお願いしたいというふうに思っています。

続きまして、公害健康被害補償法の適用をすべきではないかということについてです。これは兵庫県からももう要望が出てきているわけなんですけれども、これをぜひ私はお願いをしていきたいと思っております。

これは環境省になるわけですが、第一種地域、二種地域というのがあって、今回の場合は、アスベストというものは中皮腫との因果関係が非常に強いというふうには私は思っておりますので、諸説あるかもしれませんが、この第二種地域というところを指定をすることが可能ではないのかなというふうに今考えております。

この第二種地域の要件としては、相当範囲にわたる著しい大気汚染、そして二つ目には、原因である物質との関係が一般的に明らか、三つ目には、当該物質によらなければかかるとはならない疾病が多発している、この三つが基本的には要件とされていますが、今までの答弁をお伺いしていますと、なかなか色よいお答えではないという

ふうに変な残念な思いをしているんですが、どの部分が現在のこのアスベストの被害についてひつかかって、この認定がまだできないという判断なのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○高野副大臣 まず、公害とは何かということですが、環境基本法におきまして、公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、あるいは土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいうものというふうにされております。これが定義であります。

したがって、今、周辺住民への健康被害等については、環境省は都道府県を通じて調査を行っているところであります。先ほども御答弁を申し上げましたが、したがって、その調査に基づいてきちんと分析をし、評価をするということになります。

他の省庁もやっておりますが、まず、この基礎的な情報収集を通じて実態把握を行うということを通じて、それがいわゆる公害に当たる、相当範囲にわたる大気汚染と言えらるかどうかなんとかを慎重に見きわめる必要があるということになります。

○泉(健)委員 ということは、既に今私が三つ示しましたそのうちの二、三の部分ですが、ある意味、原因である物質との関係が一般的に明らか、これはもうアスベストですね。当該物質によらなければかかるといえない疾病が多発、中皮腫はそれだけではないといえ、しかし、その工場周辺でこれだけ確率が高く死因なりそういった症状になっているのであれば、これはもう当然そういった因果関係があるということで、私は、今の御答弁ですと、認識ができるんではないのかなというふうに思います。

その今言われました一番目、相当範囲ということはどう判断するべきかなんですが、これをぜひもう少し詳しくお伺いしたいんです。例えば、それは発症者数ということなのか、あるいは大気

の中での特定物質の濃度ということなのか、あるいは発症者の人数にかかわらず程度ということによるのか、あるいは何か特定の物質が存在しているということ、それをもって相当範囲というふうに呼ぶのか、その辺のことを詳しくお伺いしたいと思っています。

○滝澤政府参考人 先ほどの副大臣の答弁に若干追加的な意味も込めまして申し上げますが、先生いろいろと要素を御指摘になっております。そうしたことを、目下、健康相談という形で個別にいただける情報、それから経済産業省が企業を通じて行っております諸調査、もろもろのいわば素データでございます。こういう素データを鋭意収集しまして、これはぜひ専門家の評価、分析を仰がなければなりません。そうしたことを経まして、御指摘のような点がどうかということについてさらに分析を進めるといふ段階を踏まえて、公健康法の考え方に合致するかどうかという判断をしていくことになろうかと思っております。

○泉(健)委員 そうしますと、これまで、この第二種地域の指定の場合には、そういった専門家の方々が今言ったような要件を総合的に判断して決められていたということよろしいですか。

○滝澤政府参考人 第二種地域の指定でございますが、先ほどもお話がございましたが、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁が生じていること、それが一点目でございます。二点目の条件として、その影響により、当該大気汚染または水質汚濁の原因である物質との関係が一般的に明らかであり、かつ、当該物質によらなければかかるといえない疾患が多発している。こういうことについて、それぞれ水俣病、イタイイタイ病という例示がございしますが、それぞれの専門家によって判断され、考え方が整理されたということでございます。

○泉(健)委員 副大臣、きょうは本場に、大臣がおられますので、副大臣が責任者だと思って私にお話をするんです、もちろんそうだと思います。

○泉(健)委員 副大臣、きょうは本場に、大臣がおられますので、副大臣が責任者だと思って私にお話をするんです、もちろんそうだと思います。

が。

例えばアスベストの全面禁止ということについて、私の認識が間違っていたらぜひ言っていたいただきたいんですが、二〇〇八年までに全面禁止だということ、来年専門家会議を開いて、安全な代替品があるかどうかや禁止時期なども検討に入るといふことが言われているようなんですね。これは本当に来年専門家会議なのかということ、全面禁止を検討することについて。今おっしゃられた公害健康被害補償法の第二種地域の適用についても、専門家会議だ。もちろん別な専門家の方々が集まるわけですが、これも、いつやるのかということ、これをぜひお伺いをしたいんですね。

これはやはり、今の状況からいけば、両方とも今年度中にやるべきじゃないですか。今年度中というのか、ことしじゅうにやはり専門家を集めてやるべきじゃないですか。二つのことをぜひお答えください。

○滝澤政府参考人 済みません、二点目の方が先になってしまいました。るる申し上げたその素データ、情報収集を経まして、専門家、これは疫学、あるいはもちろんこのアスベスト疾病の専門家も含めて、主として医学系の専門家になろうかと思いますが、そういう方々に早目にお集まりいただき分析をしていただく、評価をしていただく、次にどのようなことをすべきかということ、提言していただくということ、これは早急にいたすつもりでございます。

○青木政府参考人 非常に危険なこのアスベストに対する規制については、先ほど申し上げましたように、平成十三年当時のアンケート調査によれば、そのほとんど、九八％は既に今禁止をしているところでございますが、残っている、原発とかの配管等で使われているごく一部につきましてはまだ許されているわけでございます。

これらについては、いろいろな状況の変化を踏まえて定期的に見直す必要があるというふうな思っておりますし、早急にこの検討委員会を開いて、先ほど申し上げましたように、その後のパブ

リックコメントでありますとか、アクションプログラムだとか、WTOへの通報だとか所要の手続がございしますので、時間はかかりますけれども、遅くとも平成二十年までにその見直しをしたいというふうな思っております。

専門家による委員会についても、事前の調査、企業調査等も必要でございますので、そういった手順を踏みながら、全体として、早急に行えるように考えていきたいというふうに思っております。

○西副大臣 今担当から答弁をさせましたけれども、時間がかかるということは最低限の手続は踏むという前提でございますが、我々リーダーシップを持って、最大限早く結論が出るように努力してまいりたいと思っております。

○泉(健)委員 やはり、今七月ですから、これは、来年というのを国民に示されるというのは非常に不満を高めることになると思えます。

副大臣、今の御答弁は私はことしじゅうだというふうな認識を、もちろん、よっぽどの、何か情報をもそろえなければならぬということがなければ、やはりこれはことしじゅうにぜひとも取り組んでいただきたい、ただだけのものというふうな思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。そしてまた、公害健康被害の専門会議の方も、ぜひこれはやるべきじゃないですか。早急にとりて時間がかかるのが常ですから、やはりこれは絶対ことしじゅうにやるべきですよ。検討を始めない。ぜひよろしくお願ひします。

もう時間が余りなくなってきましたけれども、次に、阪神大震災のときのことについてちょっとお伺いをしたいと思います。

というのは、阪神大震災のときにも環境省は調査をされているわけなんです。災害が起こった、いろいろな廃棄物、解体作業等々を含めてやっているわけですが、実は、このアスベストのモニタリング調査を阪神大震災以降の災害でやっていないみたいなんです。環境省に問い合わせをしたら、それはやっていない、阪神大震災のときだけやつ

まずその理由をお伺いしたいのと、阪神大震災のときのモニタリング調査の結果を私は見ました。そうしましたら、いわゆる基準である十本というアスベストの数があるわけですけれども、石綿の濃度が一リットル当たり十本以下であることということなんですが、それを上回っている報告も出てきているわけなんです、解体作業現場の中では。

そういうことから考えても、きのう私は被害者の方からお伺いしたんですが、もうあと十年もしたら、あの関西周辺なんかは工場の被害なのか震災の被害なのかわからなくなっちゃうよ、それこそ防災なのか、もしかして兵庫県に住んでいたら、震災の被害によって粉じんを吸い込んでしまつて、アスベストによる被害なのかも全然わからなくなっちゃうよというような話もされているわけです。だからこそ、これは早急に進めていかなくてはならないということもあるわけです。

現在 私の認識が間違っていたらまたこれも教えていただきたいんですが、特定粉じん排出等作業ということで、大気汚染防止法が平成八年に、震災後、改正になった。しかし、これは特定建築物の延べ面積が五百平米以上であり、吹きつけ石綿の面積が五十平米以上である作業が規制対象となるということで書いてありますけれども、一方で、石綿障害予防規則という、ことしの七月から、ようやく普及をしたこの中では、そういった建築物の要件というのがちよつと私わからなかったわけなんです、これはすべての建築物が対象だということでご考えてよろしいでしょうか。

○小田政府参考人 石綿障害予防規則の対象はすべての建築物でございいます。

○泉健委員　そうしましたら、今ある、もう一方の大気汚染防止法の中での特定粉じん排出等作業というところでの規制対象というのは、これは現在はまだ変わっていないわけですか、それとももう変えられているんですか。——だれもわからない。

○泉(健)委員 大気汚染防止法ですから、環境省でよろしいでしょうか。環境省、副大臣に。

○滝澤政府参考人 済みません、ちよつと答弁の準備がございませんので、後ほど対応させていただきますと思います。申しわけございません。

○泉(健)委員 済みません、もう質疑時間が終了してしまいましたので、大変、まだ半分程度しか終わっておりませんが、私の質問をこれで終わらせていただきますと思いますが、とにかく、今、各種支援団体からいろいろな要望が出ております。ぜひそういった要望をよくよくお読みいただきます。答えられるところからぜひ返答を、支援団体の方には回答という形でぜひお渡しをしていただきたいということを最後に付け加えまして、私の質問を終わらせていただきますと思います。ありがとうございます。

○鴨下委員長　午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時一分開議

○鴨下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。内山晃君。

○内山委員 民主党の内山晃でございます。

最初に、郵政民営化よりもこのアスベスト対策が国民にとって大変重要な問題だと思います。この席に尾辻大臣がいらないのは非常に残念に思います。

それでは、早速、時間がありますので、簡潔にお答えをいただきたく、質問をさせていただき
ます。

まず アスベスト、石綿が原因で起こります。皮膚腫の死亡者数に對しまして労災認定数が十分の、一程度と極めて少ない現状があります。厚生労働省はこの原因をどのようにつかんでいらっしゃるのですでしょうか、まずお尋ねをしたいと思います。

に、中皮腫で死亡した方の数と、それから労災で認定をした数では相当の乖離がごじます。これは、もちろん、労災は業務上の疾病ということではありますので、業務上にならないものについてはまず除外されるわけでありまして、当然のこと

ながら同じような数字になるわけではございません。しかし、中皮腫がアスベスト、石綿によるものがほとんどだということであれば、乖離が大きいというのはおっしゃるとおりだと思います。

そういつた面はおきまして、あと考えられますのは、やはり石綿に暴露してから実際の症状が出てくるまで非常に長い時間があるということもございまして、労災によるものかどうかという認識がなかなかしづらいというのも確かだと思っておりますし、また、それは、労働者の方々だけではなくて、事業主の方あるいは実際にお医者さんにもおいても、必ずしも、十分にそういった関係を承知をされて、労災ではないかということで指導してくださるということもまたなかなかないということもあろうかと思っております。

そんなことでありますので、私どもとしては、
労災として救われるべきものは当然救われなければ
ならないということで、医療関係者も含めまし
てこういったことについての周知をまた改めて要

請をしていくことにいたしております。今後とも
そういうことで周知活動、それから相談窓口など

も全国に、四十七都道府県の産業保健推進センターでありますとか、労災病院は労災関係について、とりわけこの石綿による健康被害について重点として考える項目の一つにしておりますので、

○内山委員 労災補償給付には時効があります
 労災病院等にも相談窓口を設けるというようなこと
 とで対応していきたいと思っております。

ね。自分の職場でもそもそもアスベストがあったとは知らない労働者もいたとか、また、労災補償を受けることも知らない労働者もいるというよううなニュースも伝わっておりまして、そういう時効の關係で請求できない被災者やまた亡くなった

方の遺族等の請求に関して、しやくし定規に五年の時効というのを適用することではなく、例えば原因企業の危険告知の有無を確認するとか、また弾力的な法の運用をするとかといった、今後の優しい対応というのができないだろうか、こうお尋ねをしたいと思います。

先ほど五島議員の方からありました業務遂行性、起因性、これはやはり時間がたちますと、当然、証明することそのものができない状況があるわけでありまして、こういったところも認定にどう考慮するのか、ぜひお尋ねをしたいと思います。

○青木政府参考人　時効の問題でございますけれども、時効につきましては、労災保険法におきまして、死亡という支給事由が発生した日の翌日から五年を経過したときは時効により消滅するということになっております。したがって、個々の労働者の方々がその事実を知っていたか否かにかかわらず時効が適用されるということであります。

これを、確かに、石綿による疾病というのは長期間潜伏期間があるということもございすし、そういうような事情は理解できるわけでありすけれども、この石綿による疾病についてのみ法律を超えて運用で時効を延長するような取り扱いというのはできないというふうに思っているところでございます。

○内山委員　石綿特有の、症状が出てくるまでに長期間時間がかかるということですから、そこをぜひ検討してほしい、そういうことで私は今お願いをしているわけでありまして、型にはめてしゃくし定規にはかれるものばかりではないわけであります。

それでは、質問を変えまして、クボタの旧神崎工場周辺の住民に對しまして厚生労働省は健康調査は行つたでしょうか。

○青木政府参考人 クボタということではございませんが、石綿による健康被害というものがこういうことで非常に危険だということで認識もされましたし、私どもとしては、労災認定をされている事業場につきましてはまた改めて調査をするこ

とにいたしておりまして、具体的に指示も発しております。

そういうことで、事業場についての調査を踏まえて、それを参考にしながら、必要な対策はまた講じていきたいと思っております。

○内山委員 私がお尋ねをしておりますのは、工場周辺の住民に対しての健康調査をしているかということですか。

○滝澤政府参考人 クボタの旧神崎工場周辺の状況につきましては、環境省といたしまして、七月五日にクボタの担当者からヒアリングを行っております。また、先週十四日、担当者二名を現地に派遣いたしまして、現地の状況の視察、それから地元の尼崎市との情報交換を行ってきたところでございます。

その際、市役所の方から、保健所等への相談状況を確認した結果、保健所と公害部局当局合わせて三十数件の健康被害の相談があったと聞いております。内容等は精査中ということでございました。

一方、クボタに対しまして、周辺住民の死亡者について三十四件の相談が寄せられていると聞いておりまして、今後、クボタが職歴等についてさらに追跡調査をするということでありまして、また再度、我々環境省といたしまして、クボタから状況を聞きたいというふうに思っております。

また、尼崎市でございますが、別途、旧神崎工場周辺の死因調査を実施するというところでございまして、先週、担当者を派遣した際にも、調査の考え方あるいは調査方法等について、我々も説明を受けてまいりました。

そうした状況を私どもも注目し、環境省といったしましても、それぞれの調査結果等を踏まえまして、市役所とも連携し、早急に実態の掌握に努めてまいりたいと考えております。

○内山委員 アスベストを使用していました工場周辺の住民に対する環境暴露や、従業員の作業服を洗った家族が吸引した家族暴露、こういったものは、現在、労災の補償制度の中に入っていないわけがあります。そういうものの確認、把握、健康管理、健康被害の早期発見等のシステムをつくらなければならぬと思っておりますけれども、その辺はいかがでございますでしょうか。

○滝澤政府参考人 中皮腫ということで申し上げますと、早期発見あるいは集団検診的な手法、有効な手法があるのかないのか。その辺、例えば結核検診のような形、あるいは胃がんのバリウムを飲んでというような手法も確立しておりますけれども、そういったものがそもそもスクリーニングになじむものかどうか。これは専門家にいろいろ聞いて我々も勉強したいと思っております。そういうことをクリアして、一般的な住民に効果的な対策が打てるかどうかということも吟味したいと思っております。

○内山委員 健康管理手帳についてお尋ねをしたと思います。粉じん作業や、石綿を製造したまたは取り扱う業務に従事し一定の要件を満たす労働者に対して、離職の際または離職後に住所地の都道府県労働局長に申請すると、労働安全衛生法に基づく健康管理手帳が交付されます。この健康管理手帳が交付されまると、年一回、健康診断を無料で受けることができる、こうあるわけでありまして、けれども、この年一回の健康診断でアスベストが原因であります中皮腫の早期発見が可能であるかどうか、お尋ねをしたいと思っております。

○青木政府参考人 例えば、アスベストによる胸膜肥厚でありますとか、そういったものは発見ができるというふうに考えております。

○内山委員 健康管理手帳の交付が有効であるとすれば、例えば、今、一定の要件に達しない者には健康管理手帳は交付されないわけですね。こういったところの基準というのを、例えば本人の申請や一定の要件によらず、事業主の責任で健康管理手帳の交付が可能となるような、もっと優しく、広く配れるような方法は考えていませんか。

○青木政府参考人 これは、今委員が御紹介ありますように、健康管理手帳が交付されますと、年一回の健康診断を無料で行うことができるという制度であります。これは、労働者に交付されるということで、労働者から申請をするということになっているわけでありまして、けれども、例えば、労働者に交付されるものでありますけれども、離職の際の交付申請には事業主がその申請をかわってやるのか、そういったことは指導をしているところでございます。

健康管理手帳があるとということについても、十分労働者の方に知ってもらうことも必要でありますので、そういった周知ということも努力をしているわけでありまして、同時に、事業主の方からも周知をするように、そういった周知徹底を指導していきたいと考えております。

○内山委員 アスベストをどこで吸うかわからない。非常に、やはり国民全体が少し恐怖に、パニックに近いような考えを持っているんじゃないだろうかと思っております。

そこで、国及び地方自治体は、石綿及び石綿製品製造・取扱企業、事業所の名称、所在地、使用石綿の種類、量、時期等の情報を開示する必要がありますと思っておりますけれども、情報開示についていかがでしょうか。

○青木政府参考人 労災認定を通じて把握しました事業所に関する情報、この中には、例えば建設工事従事者のように石綿の暴露場所が特定できないもの、あるいはその事業所所在地とは別のところで明らかに暴露をしている、したがって事業場には石綿はないというところもございまして、そういうこともございます。

それから、事業所名を一律に公表することとした場合には、今申し上げたようなこともございまして、国民に誤解を与えたり、無用の混乱や不安を生じさせるおそれがあるというふうに思っておりますので、かえって公益の観点からも問題があるのではないかなと思っております。

当該労働者につきましては、むしろ事業所を通じて、またさらなる周知、理解を深めるということに努めていきたいと思っておりますし、周辺住民や被害者の家族あるいは関係の方々との御不安に対しましては、現在、関係各省庁と連携しながらこの石綿対策について協議をしておりますので、その方策のあり方についてもよく相談しながら対応していきたいというふうに思っております。

○内山委員 どこでどういう危険なものがあるのか、やはりこれは情報開示の方がいいと思うんですね。そういう会社にも私どもも動いていたかもしれないと思いつた方もいらっしゃるかもしれない。ぜひそこは検討していただきたいと思っております。

次に移しまして、七月一日から施行されました石綿障害予防規則第十条に基づく、労働者を就労させる建物の壁、柱、天井等の吹きつけ石綿があるかどうか確認し、損傷、劣化等をしている場合には除去等の措置を講じなければならないという決めがありますけれども、いつまでにその措置を講じさせるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○青木政府参考人 今お話のございました石綿障害予防規則第十条は、この七月一日から施行をされた新設の規定でございます。したがって、これはもう今現在においても適用されているということでございます。

お話のような損傷等をしているようなものにつきましては、いつまでというところでございましたが、法律上はこれをきちんと除去、囲い込みをすぐしなければいけないということでもあります。実際の場合には、事業主の方にそういう義務がなされておるわけでありまして、そういうことをしてもらうということでもあります。

私どもとしては、監督指導という、個別事業場に対する指導という手法も持っておりますので、監督指導などもしまして、こういった履行状況をきちんと把握して、履行確保を図ってきたいというふうに思っております。

○内山委員 のんびりしていられないと思うんですよ。日々、アスベストを暴露している事業所が

あるかもしれません。ここは、西副大臣、全国一斉に緊急にこの履行状況というのを監督すべきだと思いますけれども、西副大臣、いかがですか。

○西副大臣 確かに、損傷している部分への手当てというのは、今後の、さらに先々の健康被害という面では大変重要な課題だというふうに考えております。

私どもだけではなくて、関係省庁、特に現場をお持ちのところについては、他の省庁に関係する部分も多いものですから、私どもの方とまたそれぞれの省庁の合同の会議の場において検討させていただきたいというふうに思っております。

○内山委員 緊急に対応していただきたい、こう思います。

次の質問に移ります。

石綿障害予防規則は、石綿を使用したビル等の解体工事従事者の健康障害防止対策の充実を図る法律と理解をしております。では、解体工事現場周辺の住民に対する石綿飛散に伴う健康障害防止に対応する内容の規則は、一体この中に含まれていますでしょうか。

○青木政府参考人 労働安全衛生法に基づきまして、労働者の健康の確保のための規則で、事業主に對しまして罰則をもつて義務づけて規制をしているというものでございますので、基本的には労働者を保護対象としているということでございます。

○内山委員 七月一日に施行されました石綿障害予防規則には、周辺の住民に対する健康管理、健康予防というものは含まれていないわけですね。それでは、環境省の方にお尋ねをしたいと思えます。

これから、アスベストが使われた古い建物が、二〇二〇年から二〇四〇年まで、ピークで年間十万吨前後ものアスベストが排出される、こういった推計があるようでありましても、ビルなどの解体の際に飛散防止対策をとらない、アスベスト、公害をまき散らす解体業者に対して何か罰則はありますか。

○竹本政府参考人 私どもが承知しているところでは、罰則については、ないということでございます。

○内山委員 ここに大きな問題があるわけでありまして、今現在、例えばもう中皮腫を患っている人たちよりも、これから大変多くの方が建物の解体に伴ってアスベストを暴露してしまう。すべての解体業者がまともに仕事をすることはとても限らない、不法な産廃なんかもしている実態があるわけでありましても、ここを野放しにしておいては、これから、多くのビルの解体に伴うアスベストの地域住民に対する飛散というのが大変大きな問題になろうと思っております。

副大臣、いかがですか、今こういう状況なんです。

○西副大臣 お答え申し上げます。

すべてが私どもの所管の部分ではないというふうには感じますが、今後の暴露対策としては、先ほど、残った部分の製造過程の問題ももちろんございませうけれども、今これだけたくさん日本全国に散らばっているアスベスト、使用済みのものもあるし使用中のものもあります、その問題をいかに解決するかということは大変重要な課題だというふうに考えております。

○内山委員 安衛則九十条、石綿則第五条の関係で、吹きつけ石綿の除去作業について、工事開始の十四日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならぬ、この決めがありますね。この届け出をした場合において、この工事現場は届け出がされていると外部からわかるようなものを何か交付する予定ですか。

○青木政府参考人 規則にはそこまではなかったかと思いますが、そういったことについてきちんと指導もするようなことを考えていきたいというふうには思っております。

○内山委員 石綿障害予防規則、これを七月一日から適用されていても、真摯に届け出をしていないかというものが外部からわからなければ、その周りに住んでいる者というのはより不安が生

じると思われます。しかも、悪質な業者がいてどんどん地域に飛散をしているなんというところになりますと、これはたまたまのじやなくて、近くで工事現場があったらそこに行かないように、また、風下の方は本当に注意しなければいけない、そんな状況だろうと思っております。

今回のこの規則の中というのは、届け出だけで後の公的機関のチェックというのが入っていないんです。ですから、ここは、届け出をしたら必ずやはり公的機関のチェックをすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○青木政府参考人 これは、労働安全衛生法の体系、私どもの労働基準法関係法令の施行に当たりまして考えているところでありますけれども、基本的に事業主の責任としてやっていただくということでありましても、なかなかその履行確保が徹底しないということもありまして、全国の監督官がそういった現場に立ち入り、事業主に監督指導を日々行っているところでございます。

そういうことで、先ほどちょっと申し残しましたけれども、既にそういった事業場に対する調査、履行の確認状況等について指示をしているところでもあります。したがって、必ずしも全事業場を直ちに一遍にというわけにはまいりませうけれども、順次そういったところについて監督指導できるものというふうに思っております。

○内山委員 特に建物に関しては、ビルだけではなく一般住宅でも石綿含有建材というのはかなりあると思えます。例えば住宅屋根用化粧スレート、それから建物の外装材、サイディング、石綿含有建材がかなりやはり使われておりまして、石綿の使用量にかかわらず、一般住宅の解体でも石綿障害予防規則が適用されるのかどうか、確認をしたいと思います。

○青木政府参考人 これは、作業が石綿にさらされるおそれのある解体事業であれば、労働者保護のためでありますので、建造物のいかに問わず適用されるということでございます。

○内山委員 そうしますと、一般住宅でも、内外

装材それから屋根のスレートなんというところにも必ず石綿が含まれた建材があるわけでありまして、これをすべて届け出してもらわなきゃならないということになるんじゃないんですか。これは本当に一体できるのかどうか、非常に疑問に思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 簡潔に申し上げますと、例えば住宅を建てる場合でも、住宅を持つ普通の一般の方が実際の建てる作業をするわけではありましても、建設業者に請負契約を結んで発注をするわけですね。そうすると、請け負った建設業者が労働者を使って解体事業をやったり建設事業を行うということでございます。こういった労働者を使っている事業者に対して義務を課しておりますので、一般住宅であろうとあるいはそうでない建物であろうと、同様にこの規制はかかるということでございます。

○内山委員 やはり、人は生まれながらにしてきれいな空気を吸う権利というのは持っていると思うんです。

三月に環境省が策定しました非飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関する技術指針のみでは、このアスベスト公害に対して不十分だろうと思えます。法令による規制のあり方を早急に検討し、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法を基軸に、整合性を持った石綿対策基本法の策定を早急にしなければならぬ、こう思っておりますけれども、横断的に、副大臣、どうでしょうか。

○竹本政府参考人 ただいまの点につきまして、アスベストの大気環境への飛散防止でございますので、大気汚染防止法に基づく規制措置を講じているところでございます。

先ほどの御質問につきまして、私、ちょっと誤解をしております失礼をいたしました。

製品製造関係施設に対して、届け出、また境界での濃度基準の遵守というのを義務づけておりまして、これに違反しますと罰則がかかるわけでございます。また、解体に関しまして、平成九年、

大気汚染防止法を改正いたしまして、当該作業の届け出、また飛散防止のための作業基準の遵守を義務づけておるところでございます。これについても罰則がかかるということで、先ほどは大変失礼をいたしました。

それからまた、廃棄物からの飛散防止につきましては、吹きつけアスベストなどの飛散性を有する廃石綿等につきまして、廃棄物処理法に基づきまして、平成四年から特別管理産業廃棄物に指定をいたしまして、普通の廃棄物よりも厳しい基準を適用して処理を義務づけております。先ほど先生御指摘のございましたアスベスト成形板等の非飛散性の廃石綿につきましては、本年の三月、その取り扱いに関する技術指針を策定いたしました。極力破碎を行わないなど、適切な処理が図られるよう指導してきております。

こういった規制措置によりまして、現在におきまして、一般大気中のアスベストの濃度は健康に影響のない範囲に抑えられているものと考えているところでございます。したがって、新たに法律を制定するのではなく、これらの規制措置の一層の徹底を図ってまいりたいというように考えております。

○内山委員 やはり行政の事後対応だと思えます。これだけアスベストの被害が出ている。薬害エイズと同じような行政不作為というところの声をあります。公害健康被害の補償等に関する法律を適用すべきで、労災補償給付で救済できない工場周辺の住民を早急に救済すべきだろうと申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○鶴下委員長 次に、園田康博君。

○園田(康)委員 民主党の園田康博でございます。

引き続きまして、この集中審議でありますアスベスト問題につきまして取り上げさせていただきますと思います。

それで、きょうは厚生労働委員会ということでございますけれども、先ほどから御答弁をいただ

いております環境省の皆さん、それから国土交通省、文部科学省ということで、各省庁にわたります。先ほどからお話がありまして、関係省庁がきちっと連携をとってこの問題に対応していくということでは、やはり各省庁の皆さん方が主体的になつて頑張つていただきたいというふうに思っております。

そこで、先ほどから少しいろいろ伺いをしておりまして、各省庁、いろいろな面からこの問題に対して対処をさせていただいているわけでありまして、労働安全衛生法における労災認定という形、それから、環境省においては、大気汚染防止法等々のさまざまな公害という観点からでございます。さまざまな各省庁の所管というのはいくらも一定の理解をさせていただいておられますし、それ以上のことを求めるつもりはないわけでありまして、けれども、しかしながら、今回のこの問題の広がりをみますと、やはりもう少し柔軟な対応といえますか、広範な対応が必要になってくるのではないかな。

先ほど副大臣もくしくもおっしゃったわけでありまして、確かにそれは当然のことだろうと思っております。したがって、であるならば、私は、実はきょう環境省の方に来ていただいているわけでありまして、中心と成り取り組んでいかなければいけない省庁といえますと、本当だったら環境省ではないのかな。環境省そのものの性格からいまして、一つのものに対してではなくて、いろいろな省庁のいわば横断的な日本の国土における公害やあらゆる面での環境行政をつかさどっていくということであるならば、やはり私は、環境省さんにもっと中心的な役割を示していただけないかな。

ちつとやっていただきたいです、あるいは学校教育に關して、学校のところに関しましては、文部科学省さん、ちゃんとやってください、あるいは民間の建物に關して、あるいは公共物に關しましては、国土交通省さん、あなたがちゃんとやってください、というふうな形で、環境省がインシデントをとってやっていただけないのかなという思いがしてならないわけでありまして。

したがって、この関係省庁の会議の中で、本来ならば内閣の官房がしっかりとこの部分をハンドリングをして行っていくんだらうなと思っておりますけれども、残念ながら、この会議においては事務局という形で入っておられるということでありました。したがって、これからのこの会議の体制の見直しと、どこが主管となってやっていくのかということをもう一度この議論の中を通じて整理していただきたいというふうに考えているところであります。

それからもう一つは、このたびのさまざまな省庁の姿勢を見させていただきますと、ちよつと耳の痛い話かもしれませんが、旧厚生省の対応において、皆さんも御承知のとおりだと思っておりますが、実は私が生まれる前の話でありました、熊本あるいは鹿児島においてのチソンの水俣病の問題でありました。

このときには、昭和三十一年に、既に熊本大学の研究班、ここにおいて、本疾病は伝染病疾患ではなく、一種の中毒症であり、その原因は水俣湾産の魚介類の摂取によるものであるという報告がまずなされていいたわけなんです。三十一年でございます。

それにおくれること一年たった次に、厚生労働省としては、熊本県の照会に対して、水俣湾内の特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、水俣湾内の特定地域において捕獲された魚介類のすべてに対して食品衛生法四号二を適用することはできないものと考えているというふうな、まだこの時点において当時の厚生省としては把握をしていなかったよ

うであります。

その後おくれること二年、昭和三十四年の十一月十二日に、時の厚生省の食品衛生調査会水俣食中毒特別部会という中で、水俣病の原因究明の結果についての答申ということで、水俣病は水俣湾及びその周辺に生息する魚介類を大量に摂取することによって起きる、主として中枢神経系統の障害される中毒性疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀化合物であるという形でしっかりと答申がなされたわけでありまして。

しかしながらでございますが、明くる日、昭和三十四年の十一月十三日、閣議において、時の厚生大臣でありました渡辺厚生大臣からその報告を閣議でされたわけでありまして、それに対して、時の通産大臣でありました池田勇人さんでありまして、翌年の総理大臣でございますが、水俣病の原因が企業の公害であると断定するのは早計であるという異例の発言をされたわけでございます。

そこで、そのチソンの対する、水俣病に対する対策がしばらくの間とまってしまつておりまして、最終的に公害病として認定されたのは、おくれること九年、そこから数えてです、九年の昭和四十三年の九月の二十六日でありました。

そして、この一連の流れを見ますと、何か今回のアスベストに対応するものと、僕はどちらかというと、リンクさせてはいけないのかもしれませんし、リンクしてはよくないです、この問題に關しましては、もう二度とこういうような国の対策としておくれをとったということなく、先ほどの委員からの指摘もありましたように、早急かつ緊急に、そして広範に重要課題として取り組んでいただきたいというふうなことをまず最初に申し上げておきたいというふうに思っております。

それでは、大体、午前中から今までの議論がなされておりましたので、少しポイントを絞つて、事前にお伝えをさせていただいている質問に基づいて御質問させていただきたいと思うわけでありまして、

まず、中皮腫による死亡者数の総数としまして、

平成七年、一九九五年からの統計によりますと、六千六十人の方が死亡者数の総数として出ているわけであります。さらにアスベストが原因による肺がんの死亡者数というものを把握されているのかどうかということも含めて、厚生労働省が今回のさまざまな各社の自主発表を受けて死亡者数を実態としてどこまで把握されているのかと同時に、どういう原因に基づいてそれが死亡原因となつていのかということをお答えしてお答えいただければと思います。

○青木政府参考人 石綿による健康被害につきましては、平成十五年の人口動態統計による中皮腫の死亡が八百七十八件ということでございます。これに對しまして、私どもが労災として認定をして補償しているというのが八十三件、あるいは健康管理手帳を発給して健康診断を進めているというのが八十八件ということでございます。

それから、肺がんにつきましては、その発症原因としては、たばことか遺伝的な要因など、他の影響が非常に強くて、個々の事例において石綿の暴露との因果関係の証明が困難ということでございます。石綿暴露により肺がんを発症したか、その詳細な調査を実施することは難しいというふうに考えております。

○園田(康)委員 しかしながら、労災認定を受けた方のうち、アスベストが原因で肺がんによる死亡者ということが一応特定はされていらつしやるわけですね。そうしますと、その労災認定を受ける際に調査をするということができているのであるならば、やはり広範な形で肺がんの方の調査というのは、今まではしてこなかったということであるならば、これからやっていくということもつもりはあるでしょうか。

○青木政府参考人 平成十七年度に特別研究として中皮腫の専門家による研究を行う予定にいたしております。これは、石綿による健康被害をもたらし得るものとして最も関連性が強いのがまず中皮腫だということで、これを詳しく研究してみようということでありまして、その研究結果も踏まえて、

さらにいろいろな検討をしていきたいというふうな考えでおります。

○園田(康)委員 ぜひ、恐らくこの中皮腫というのがアスベストからの中心的な疾病であるということが明らかになっていくわけでありまして、けれども、ほかの疾病の部分も、石綿肺の部分はまだそれに至るまでの前段階だということではありますが、ほかの疾病に關してもきちつと診断書を、その時点から診断を可能な限りとるように努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、次でございますけれども、先般、ニュースといひますか、新聞紙上でいきましたと、これは毎日新聞の七月の一日でありましたけれども、環境省が住民健康調査を行つていくんだというような報道があったわけでございます。これが本場のものであるのかということと同時に、環境省の対応としては、住民健康調査ということに對してこれからどういうふうに取り組んでいかれるのでしょうか。

○滝澤政府参考人 関連事業所周辺の健康被害の問題でございますが、私どもは現時点で、健康不安への対応、それから実態把握、この二つが重要だろうと思っております。

このため、健康不安への対応という意味でございますが、都道府県知事等に對しまして十二日付で通知を発出したしまして、健康相談の受け付けを各保健所にお願ひしているところでございます。また、経産省が行つたアスベスト健康被害の実態調査の公表を契機としてこうした相談もふえてくるのが予想されておまして、さらに健康相談の際に参考としていただくべくQアンドAを作成して、追ひかけ都道府県等に通知をさせていただきます。

さらに、実態把握の關係でございますが、各省でさまざまな視点から調査が同時進行で行われておりますし、また保健所等における一般の健康相談を通じて寄せられる情報、特に子どもの關係では一般環境経路が疑われる例ということで、特に情報提供を都道府県等に願ひしておるところで

ございます。また、クボタの旧神崎工場周辺の状況でございますが、七月五日に状況をヒアリングいたしました。また、先週、現地にも担当官を二名派遣させていただいております。地元、神崎市とさらに情報交換を深めていきたい、連携を深めていきたいと考えております。

これらの諸情報をもとにいたしまして、一般環境経路のアスベスト被害についてさらに専門家の科学的、専門的な助言もいただきながら状況を分析し、その後どのような対応が必要かということを検討してまいりたいと考えております。

○園田(康)委員 先ほどの神崎の調査の件でもそのうでしけれども、恐らく、暴露された方あるいは不安に思つていらつしやる住民の方々からすれば、相談窓口を設置しましたよという話もあるわけでありまして、それはあくまでも設置をされているだけの話であつて、住民に對して何らアプローチといひますか、来ないわけでありまして、そういったことからすると、幾ら設置をいたしましたよ、設置をしましたよといひても、これは結局、実態把握をするためには住民の皆さんがそこに来ていただくかなければ困るわけでありまして、

そうすると、神崎の部分はこれだけ全国的に有名になりましたけれども、ほかの地域の皆さんからすれば、本当にそこにそういう工場があつたのかどうか、あるいはあつたことすらも知らない住民もいるわけでありまして、私はそういった住民調査ということに本当は全国的に展開していく必要があるのではないかなというふうに思つてい

るわけでありまして、あくまでも相談窓口だけを設置しましたよというだけでは、何らこれは調査が進まないのではないかなというふうに私は考えております。

したがつて、これからの対応策としては、受け身ではなくて、ぜひとも知恵を絞つて、何とかこの実態のきちつとした把握をできるように、環境省さんも含めて、それから厚生労働省も積極的に取り組むということをお願ひしていただきたいと思います。

というふうな思つてはいるんですが、厚生労働省の場合はその辺はいかがでしょうか。

○西副大臣 お答え申し上げます。

厚生労働省といたしましては住民の健康の問題という形になろうかと、もう一つはもちろん労働における災害という分野はあるんですが、一般の住民の皆さんの健康の問題をどう扱うかということだろうというふうに、今、ふと、先生の御指摘を聞いて思ひました。特に、その周辺に大きなリスクがある、そういう事態を、これからちよつと調査してみたいとわかりませんが、いろいろな各省庁と連携をしながら、どういうふうにしていったらいいのかということは検討していきたいと思ひます。

ただ、今現在住んでいる人といへども、石綿を暴露した、吸い込んだときの接点があるかどうかできつと健康の状態が違ふんだろう、昔ここに工場があつたけれどもなくなつて今来た人と、昔あつたときにおつたけれども今どこかに行つてい

る人とか、非常に複雑な移動がございますので、そのあたりも十分考へて、これから検討していかなければいけない課題も多いんじゃないかなという感じがいたしました。

○園田(康)委員 副大臣おっしゃるとおりだと思います。その場所から移動された方も、恐らくその地域だけではなくて、これは全国に散らばつて

いる部分もあるのではないかなという気がいたしておりますので、そういった部分も一刻も早く把握をするように、ぜひとも願ひをしておきたいと思ひます。

それから、次でございますけれども、これは先ほど来からお話が出ております、厚生労働省は労災給付に關してさまざまな観点から取り組むということでありまして、あるいはそのほかの、家族でありますとか出入り業者の方々への、あるいは周辺住民に對する健康被害についてどのような補償していくかということでもあります。

話に出ておりました公害健康被害補償法でありま

る事業主責任という形で、先ほど来出ておりますように、相当程度の範囲に著しい大気汚染があるものというふうになっているわけでありまして。そういった形で、後はその評価は、専門家の評価や分析の上で判断というふうになっているわけでありまして、これをいけばもう少し広義に解釈してはどうかと私は思っております。

すなわち、先ほどの水俣病の部分でも、申請している方で約二万人でございました。そのうち認定がされたのが二千人弱という形でありましてけれども、そこでも、少し、一割ぐらゐしか認定をされていないという部分で、しかしながら、二万人という地域限定の中でこの水俣病というのが公害指定されたわけでありまして。

したがって、この部分に関しても、アスベストに関しては、恐らく、今は総計六千人という形でありましてけれども、これからもっとも全国的な広がりとすることを考えれば、往々にしてこれは一万を優に超えてしまう被害の形になっていくというふうには私は想像しているわけでございます。

したがって、数であるとか、あるいは先ほどいろいろの要件があるんだろうというふうにおっしゃっておられたわけでありましてけれども、この点をもう少し柔軟にどうか広範に解釈できるといふことを考えてはいかがでしょうか。環境省さん。

○滝澤政府参考人 繰り返して恐縮でございますが、公健法の対象ということになりますと、御指摘がありましたとおり、相当範囲にわたる著しい大気汚染等と言えるかどうかというのが一点、条件でございます。それから、汚染原因者の行為と被害の因果関係が認められるかどうか、それからさらに、原因者による負担がなされるかどうか、こういった点が明確となる必要があるわけでございます。今回のアスベスト被害につきましても、先ほど来申し上げているとおり、基礎的な情報収集に目下専念しておりますけれども、そうした実態把握を行った上で、この公健法の趣旨に合致

するものかどうかを十分慎重に吟味していく必要があると考えております。

○園田(康)委員 恐らく、過去の例からいいますと、これもいわゆる公害認定というものには私は当たっていくと思ひますし、早急にこれを解決しなければ、その認定、補償がされないという方がほとんどだと思ひます。またまた歴史を繰り返してしまふのではないかと思ひますので、ぜひともこの点をきちんと早急に対応していただきたいというふうに思ひます。

それから、次に移りますが、時間もございませう。先ほど来からやはり出ておりました一九七五年当時を振り返りますと、さまざまな形でこのアスベストの危険が報じられ、一九七五年以前に建築されたRC建築物の鉄鋼などへの吹きつけ、あるいは昭和六十二年、八七年当時でありますけれども、学校や公営住宅などのそういった吹きつけのアスベストというものが問題となつてまいりました。それに対して、当時の文部省あるいは建設省がそれに対する調査を行ったというふうには伺っておりますけれども、それから今日までの、現在までの状況をお知らせいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、宮澤委員長代理着席〕

○吉津政府参考人 お答えいたします。

昭和六十二年の公立学校施設における吹きつけアスベスト使用状況に関する実態調査は、学校及び公営住宅等における吹きつけアスベストが社会問題となりまして、文部科学省においてその対応方策について早急に検討するために、当時、毒性が特に強いとされた三種の吹きつけアスベストの使用状況について、その大勢の把握を目的として、調査範囲を普通教室等に限定して調査を行ったものでございます。その結果、当時、千三百三十七校の学校において使用されているということが判明しております。

その後、昭和六十三年に当時の建設省でございしますが監修いたしました指針において、それまでの三種の商品を含め危険性を有する二十三商品

が新たに示されるなど、アスベストの使用に係る規制が強化されましたことから、その後、通知や会議等を通じ、その趣旨の徹底を図つてきたところでございます。

文部科学省としては、学校は子供たちが安心して学び生活できる場であることが何よりも大切なことでございますので、このたびの事業所等でのアスベスト被害が社会問題化していることにかんがみまして、改めて公立学校施設におけるアスベストの使用状況等について調査を実施することにしたわけでございます。

○山本政府参考人 公営住宅につきましては、昭和六十三年に吹きつけアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針というものが出ましたことを踏まえまして、全国の公営住宅の管理者に対しまして、吹きつけアスベストを使用している公営住宅について、この技術指針に沿つた対策を措置するようをお願いした経緯がございします。

その経緯を踏まえて、今般、改めて公営住宅を管理いたします地方公共団体に対しまして調査をお願いいたしました。調査内容は、処理状況の調査でございます。

まず、吹きつけアスベスト等の現状把握ということで、さきの技術指針に従つて、除去をしたのか、除去以外の処理をしたのか、あるいは未処理なのかといふことをまず聞きます。

その上で、処理方針について調査をいたします。これは、今までどのような方法で処理をしたか。除去についてはよろしいわけでございますけれども、除去以外の処理方法、指針で定められております封じ込め、塗料で封じ込めるといふようなこととでございます。それから、シート、板などで囲い込むといったようなものについては、今後これをどういふふう処理するんだといふことを聞きます。それから、処理状況調査で未処理だと答えたものにつきましては、どういふふう今後処理していく方針かといふことを今調べてもらつておりました。一カ月半ぐらゐでまとめてまた御報告したいと考えております。

○園田(康)委員 ぜひ早急にそれに対応していただきたいというふうに考えております。

また、さらに国交省さんにお伺いをいたします。阪神大震災のときに、いわゆる建築基準法の改正以前の建物の倒壊率が極めて高かつたという御報告が来ておりました、その際のいわゆるアスベストの飛散というものが問題化をいたしました。その後の調査というものはどのようなようになっていたでしょうか。

○山本政府参考人 実は、民間建築物については、一九八七年に学校とか公営住宅以外の本当の民間建築物について吹きつけアスベストの使用状況について調査をしまして、それ以降調査しておりませんので、今般、改めて一千平米以上のものについて調査をかけているところでございます。

○園田(康)委員 調査を行つていなかったということでもありますので、ぜひ行つていただきたい。ただし、注文をさせていただきます、要望だけ申し上げます。今、局長がおつたみたいのに、千平米以上の建物だけというふうに限定をしておられます。したがって、それは集合住宅という形、あるいは多数が住んでいらっしゃるということでありましてけれども、できましたら千平米以下の部分にもしっかりと目を向けていただきたい、余裕があればという話でありますけれども、ぜひそういった形も今後対策という形で考えていただきたいというふうに考えております。

そして、時間がなくなりましたので、最後の質問になろうかと思ひます。環境省さんにお伺いをしたいと思います。

今まで、先ほど来から、では、一体この日本の中にどれだけのアスベストが輸入をされたのかといふことをまず考えなければいけないのではないのかというふうに考えておりました。そして、そこから、経済産業省さんからいただいた資料によりますと、一九三〇年から二〇〇三年までの合計で、先ほど来から一千万トンというふう言われておりますけれども、正確には九百八十七万九千六百五十四トンが日本に輸入をされたアスベ

トの量でありますね。

この量に対して、いわゆるこれだけの量が我が国の中に入ってきたわけでありますので、この量が、では、果たしてどれだけ廃棄をされたのかというものをまずはお伺いしたいと思います。

すなわち、何を申し上げたいかといいますと、これだけの一万トンのアスベストがこの日本に輸入され、そして廃棄された部分がこれだけです

よというならば、現存しているアスベストが幾らあるのかということが自然と数値上出てくるのでは

はないのか。それで、なおかつ、どういったところ

ろに使われているというのが、そういった戸数の

それぞれを調査すれば、どういう対策をどうい

う形でやっていけばいいのかということがおのず

ときちつと把握できるのではないかとおのずか

に私は考えているわけなんです。そこで、環境省さ

んにお伺いをいたしますが、廃棄量、アスベスト

がきちつと正規に廃棄をされた量というのは御承

知でしょうか。

○由田政府参考人 特別管理産業廃棄物でありま

す。廃石綿の排出量は、把握している範囲で申し上

げますと、平成十一年度で約一万四千トンでござ

います。

○園田(康)委員 平成十一年までとおっしゃいま

したですよ。私もきのう伺いましたら、確かに

十一年までは資料として把握をしていらつしやる

わけなんですけれども、それ以降の廃棄量という

ものは把握はされていないのでしょうか。

○由田政府参考人 以降に關しましては、地方の

判断にゆだねるということで、その後の量に關し

ましては把握をいたしておりません。

○園田(康)委員 地方の判断にゆだねるというこ

とで環境省としては把握をしていないということ

でよろしいですね。そうしますと、今般、これだ

けの大きな問題になっている、なおかつ特別管理

産業廃棄物として指定がされている危険物である

アスベストの廃棄量が把握をされていないという

のは、私はちよつとずさんではなかったのかなと

いう気がいたしております。

したがって、今回、いろいろな廃棄物、法律に

よってアスベストの処理方法が決まっているわけ

であります。そして、マニフェスト等を使つて、

これもきちつと把握をして、どこにどれだけ

の部分が廃棄をされてきたのかということをしつかり

と監視するという意味で調査をしていただきたい

なというふうに私は思っているところでございま

す。

いづれにいたしましても、大きな量のアスベ

ストが我が国に入つて、そして、いまだそれもきち

とした形で処理をされていないという部分がある

わけでございます。それが行く行くは、いわゆる

野積みになつてしまつて環境汚染をするような形

にまで膨れ上がるような、違法な産廃という形で

どこかに捨てられてしまつて、あるいは、もつ

と言ふならば、海外にこいつたものがさまたま

に形を変えて輸出をされる、逆輸出をされるとい

う危険性も私はひよつとしたらあるのではないか

なというふうにご考えておりますので、その辺の監

視もしつかりと怠らなかつた方がいいと思ひま

す。質問時間参りましたので

終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○宮澤委員長代理 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

日本共産党は、山原健二郎議員が一九七二年の

六月七日の委員会です。アスベストと肺がんにつ

いての質問をして以来、国会審議の中でアスベ

ストの禁止と安全対策を主張してまいりました。

それでは、七〇年代から石綿による中皮腫や

んで労災認定した人が年度別に何人になるのか。

実は、これは全国の労基署の持つていたデータ

中央の方で全部集めてきつと整理すればすぐわ

かるわけなんです。私は七月の五日の日に七〇年代

から毎年どれだけの人を認定してきたのかと求め

てきたわけですが、毎年の、きのうまでのところ

は、八〇年代以降はわかるのだが七〇年代はわ

からないということなんです。七〇年代の数も

ちつともうつかめていますか。まずこれを伺いま

す。

○森山政府参考人 労災認定の件数でございます

けれども、昭和五十四年以前につきましてはま

めて十九件ということでございます。五十五年

度以降につきましては各年度ごとの数字を把握し

ているところでございます。

○吉井委員 実は、きのういただいたものでは、八

〇年度以降は毎年で、それは今おっしゃつたよう

にないというのですけれども、しかし、「病理と

臨牀」という雑誌などで厚生労働省の産業医学

総合研究所の方が出していらつしやる論文の中

を見れば、七〇年代に労災認定したアスベストに

よる死亡者の方が出ていて、八〇年代からふえ

いて、そして特に九五、六年ぐらゐからぐんと

非常に急峻なカーブを描くようにふえてい

るわけなんです。

だから、私は、アスベストの問題を議論する

ときに、まず全体像をつかむ、被害の実相をきち

と明らかにすることが出発点だと思ひます。

それが、七〇年代について今のよう

では、本当にこれは困つたものだというふう

に思ひます。

いづれにしても、七〇年代から日本のアスベ

ストによる死亡を労災認定しているわけなんです。

しかも、全体として増加傾向にあることはデータ

を見れば読み取れるわけですから、そうすると、ア

スベストは死に至る危険な物質だという認識を厚

生労働省は持つことができたわけですね。そうい

う立場にあったわけですが、危険な物質だという

認識を持つたのはいつからですか。

○青木政府参考人 石綿につきましては、非常に

危険だということ、さまざまな対策を講じてき

ていたわけでありまして、特に石綿を取り

上げまして対策を講じたのは、昭和三十五年

にじん肺法が制定された際に、じん肺として、

じん肺健診の義務づけをしたということございま

す。今非常にお取り上げになつて問題になつて

おりますのは、昭和四十七年にILO、WHOが、

石綿ががん原性物質だということがそれから公

表をされました。ということでありまして、そ

の四十七年より前の四十六年に特定化学物質等

害予防規則で、いろいろな、排気装置の設置を

業主に義務づけたり、容器への表示を義務づけ

りいたしましたけれども、このがん原性というこ

とに關しましては、四十七年を受けて昭和五十

年に吹きつけ作業の原則禁止などをいたして

すので、そのころかと推察をいたします。

○吉井委員 七一年から危険だという認識を持

つて、それで特に七二年にILOの今おっしゃ

つたように石綿による職業がん公認ですね、公認

しているわけですから、そのときから危険な物質

だということを認識すれば、もつと、対策もそ

うですね、まずデータをきちつととることが当

然のこととしてなされなければいけないのにな

ていないというのは、本当に出発点からして、

私は、大変な誤りだと思いますか、立ちおくれ

といひますか、重大な問題を抱えていたとい

ふことをま

ず指摘しなさいいけないと思ひます。

七月四日に、私、クボタの本社へ行きまして、

七月六日にはニチアスの本社の方へ山口富男

議員とも一緒に参りましたけれども、そこで、

七月六日には、一人一人の認定を受けた方につ

いて、入社時期、勤続年数、どんな職場か、何

歳のときに労災認定したか、死亡時期と年齢と

か、きちつとしたデータをまずいたしたいと思

ひます。これはニチアスの方からもらいた

したいですね。これはニチアスの方からもら

いたしたいですね。固有有名詞、もちろん

私は要らないですから、個人情報保護に

ひつからないわけですね。ちゃんともら

つてい

それで、これはこういう資料を個々の企業も

出してくるわけなんです。厚労省の方は、七〇年代

以降の労基署のデータがきちつとあるわけ

ですから、これは整理すれば、直ちに全国の、ア

りになった方の勤続年数はどうだったかと、きちんとしたデータが出るはずなんです。私はそれを明らかにするようにというのを求めているんですが、一向に出てこないんですけれども、これはきちんと整理して、つくられますか。

○青木政府参考人 ちよつとにわかに、資料状況は今、現に把握をしておりますので、お答えはしかねますけれども、おっしゃる通りに、実情というものをきちんとつかまえるというのは大切だと思っております。いろいろな対策を講じる上での基本的なアプローチの仕方だと思います。

そういう意味でも、私も、労災認定をされた人たちに係る事業場について、それぞれ個別に立入調査をして、実態調査をしたいと思っております。その後の状況、それからもし、まだ石綿等を取り扱っているとすれば、その管理状況等もあわせて調査をしたいというふうに思っております。そういうことで、具体的な指示ももう既に発しているところでございます。

なお、昔のことについては、確におっしゃることもそうなのですが、例えば八〇年代の数字でも、昭和五十五年から八〇年代ということでしょうが、五十五年は、石綿による肺がん、中皮腫、こういったものの合計が一人でございます。五十六年が二人、五十七年、七人、五十八年、四人というような状況で推移をして、以後ずっと、委員御指摘のような、九〇年代に入ってからになり、それがさらに、次のサイクルではまたふえ、確かに八〇年代以降をとってみても、急増しているというのは確かでございます。しかし、七〇年代のところは、そういうことで状況が明確にできるかどうかは、ちよつとわかりかねるところでございます。

○吉井委員 これは今、急に言っている話じゃなくて、あなたの部下の方には、ちゃんとこのニチアスの資料もお見せして、こういうふうな企業だつてやっているんだからやりなさいということを書いてあるんですから、直ちにこれは取り組んでいただきたいと思います。

きょう、お手元に資料を配らせていただいております。資料一、これはニチアスの資料を整理して私がつくったものなんです。ニチアスの方で石綿使用量がどう変わっているかは折れ線グラフです。見事に石綿使用がふえるに伴って、あなたは八〇年度は一人とかいう話ですが、そうじゃないんですね。七十六年度も二人、一九七九年で四人とか、ニチアスという一企業でさああるわけですから、石綿で死亡されて労災認定を受けた方です。ですから、さっきのようなお話は当たりません。これは、使用量とともに、ちよつとそれに合わせて、ふえもすれば、減ったときには減っているという傾向もあるんですが、同時に、もう一つ大事なことは、石綿の使用量がほとんどゼロに近いからでも、ずっと認定した死亡者の方がふえているということなんです。

その事実を踏まえた上で、二枚目を見ていただきたいと思うんです。これはニチアスの石綿疾患死亡者の方の勤続年数と、そして死亡者数です。これを見れば、明らかに勤続年数が短い方でも石綿によって中皮腫とかあるいは石綿がんで亡くなつておられる方が出ている、勤続年数二十年を過ぎますと、ぐんとふえておるわけですね。三十五年を前後としてピークになっている。まさにこれは、静かな時限爆弾と言われていることがニチアスの百四十一名の方のこのデータによつてもはつきり示されているということを見なきゃいけないと私は思うんです。だから、労災認定したすべてのデータをこのようにすれば、事態の深刻さというものは本当によくわかるんです。

ですから、副大臣、これは、内閣としてまずこういう基礎になるものをきちんとつくり上げる。なぜかといいますと、それは被害の実相、全体像をつかむということと同時に、今後の発生をどうように予防していくか、解体工事その他ですね、それから安全対策をどう進めるか、その対策を考える上でも、これは出発点なんです。ですから、これはまず内閣の責任においてやっていただきたいと思います。副大臣に伺います。

○西副大臣 お答え申し上げます。貴重なデータをちよつとだいたしたと思います。特に、この石綿疾患が三十年なり四十年という長期の潜伏期間を置いて発症するというふうな言われおりますが、このお一人お一人が、いつ、どの程度石綿に暴露したのかというものが、若干この生産量とそれからお亡くなりになった時間のタイムラグがどうなっているのかということは、大変重要な問題を提起しているなというふうに思つて、拝見させていただきました。

御指摘のとおり、これからきちつと科学的な知見もそろえないと対策にはなりませんので、できるだけ努力はさせていただきたいと存じます。

○吉井委員 実は、これはもちろんクボタにも言つてありまして、クボタもできていますからね。ですから、すべての企業に求めてつくらせることも大事です。同時に、ある資料ですから、それを整理して、対策というものをきちつと進めていけるように、まず出発点でやっていただきたいと思います。

次に、二〇〇二年四月に「わが国における悪性胸膜中皮腫死亡数の将来予測」というのが研究者の方から発表されておりますが、二〇〇〇年から四十年間に約十万人。これは、九五%の信頼限界で見れば四万人から二十六万人の死亡ということ、もちろん、大きな数字となれば二十六万人ということになるんですが、大体十万人が妥当な数字であろうということで、十万人なんです。ですから、過去十年の約五十倍、今後石綿による死亡者が出るという可能性があるわけですね。

ですから、アスベストの使用をやめてからも、今後三十年、五十年たつてからの発症ということを考えることは大事だというのは、ニチアスのデータで出ているわけなんです。ニチアスのデータ、百四十一人を見ると、石綿製品製造工程での労災死亡は百人です。それから、研究所でも、研究員の方、二人ですね。営業マンも一人。工場内や客先での保温材取りつけ等、工事関係で

二人、石綿吹きつけ作業で三十六人の方が亡くなつておられます。このほかに二十四人の方が療養中ですから、工事関係ということだけ見れば、死亡三十八人と療養中五人を合わせると、四十三人の方が被害を受けているわけです。

その多くはアスベストによるじん肺ということになっておりますが、逆に、これまでのじん肺で労災認定された人を洗い直して、石綿環境にあつた人々を調べれば、実は石綿による労災と見られる人はさらに多くなるわけですね。

そこで、緊急に全国の労基署のデータとアスベスト関連企業や事業者の協力を得て、私の整理したようなものもとよりですけれども、どういう職場環境の中でどうであつたかということを含めて、まずアスベスト被害の実相を明らかにする、これを行っていくことが今必要だと思うんです。重ねて伺つておきます。

○青木政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたように、個別の事業場に対して立入調査をするというふうな申し上げましたが、その中で、そういうことも含めて調査をすることとしたしております。そういう指示も既に発しております。

○吉井委員 それは大変すばやくやってもらいたいと思うんですが、個別の企業だけで済まないという問題を次に触れておきたいと思ひます。個別の企業で言いますと、奈良県でニチアスの地元説明会ですね、ニチアスと下請含めて四百人の住民の方が参加しておられます。それから、クボタの神崎工場周辺でアスベスト被曝した人の話を地元スタッフが直接伺つておりますが、このクボタで、七十八人の労働者と、神崎工場周辺の三十四人の住民の方、合わせると百十二人と非常に大きなものになってくるんです。

一方、少し視点を変えまして、実は大阪の泉州といえは繊維産地なんです。ここはかつて、泉南市などは、副大臣、近いからよく知つてはるかと思うけれども、アスベストの零細企業が非常にたくさんあつたところですね。これはマスコミでも以前紹介されましたが、あの周辺で、この間の

経産省の中堅以上は十一社のデータ発表ですけれども、六十社ぐらいはあったわけですね。これは泉南市の民生部長さんがかつて議会でお話されたのでは、一九七八年で二十八カ所あったというんです。そこでつくったものが鉄鋼とか造船へ製品として流れていったんですが、あの円高不況の中で随分廃業が出たときには、男里川という川の上流の金熊寺川にアスベストが三百トン捨てられてしまったりとか、いろいろな問題があったところなんです。

何しろ路地の奥にある零細工場なものですから、なかなかアスベストから働く人を守る対策は大変です。集じん機といつても形ばかりの集じん機で、それは外向きに出すわけですから、言ってみればアスベストの微細なちりを住宅地向けに噴き出すような環境にもあったわけなんです。

ですから、こういう点では、零細工場で働いてきた人とか、アスベスト関連の工場周辺、これは大小にかかわらずですね、学校、ビルなどの解体とか建設工事に当たってきた人とか、アスベスト環境に置かれていた人の健康調査というのがまず緊急に必要だと思ふんです。これをどのように進めていきますか。

○滝澤政府参考人 目下、地域の保健所等を通じて個別の相談状況を収集しております。

また、それぞれ関係省庁におきましても、それぞれの切り口からの調査が実施されているわけで、全体にその調査の集計が、まだ情報収集という意味ではこれからでございます。その情報収集をした上、さらに専門家の科学的、専門的な助言をいただきながら、次のステップとしてどのようなことをすべきか、あるいはどのような調査が可能か等も含めて検討をしていくことになるかと思ひます。

○吉井委員 健康相談もいいんですけれども、実態は相談だけの話じゃないんですね。健康診断にしても、手術にしても、抗がん剤の使用にしても、アスベストの被害者がすべて今負担しなければならぬのが実態ですよ。国がアスベスト禁止を長

く放置してきた間に、住民の間では被害が広がっているんです。まず、労働者と周辺住民の健康調査ですね、泉南とか阪南市のような例も含めてそれをやるのが今緊急に必要ななんです。

実は、その検診はやるということとはかつて国会でも約束しているわけですから、私は健康調査の実施をまずやっていく必要があると思ひますが、これは厚生労働省として取り組んでいかれますかね。

○滝澤政府参考人 先ほどの答弁でも、関係省庁のそれぞれの切り口、視点でというふうに申し上げましたが、実際に、その周辺の住民も含めての個別調査も行われているやに、ちよつと私、正確に申し上げるといけませんけれども、聞いておりますし、そういったことを相談、私の答弁は相談ということが中心になってまいりますけれども、ほかの省庁はほかの省庁で、ほかの切り口での、関係者も含めて、あるいは周辺も含めての個別調査もしているというふうに向つておりますので、その辺の情報をあわせて総合的に解析していく、それで、次のステップとして何が必要かということ、関係省庁が連携して相談して進めたいと思つております。

○吉井委員 何が必要かはもうはっきりしているのです、特に健康を害している人からすると。健康診断にしても、手術にしても、抗がん剤使用にしても、アスベストの被害者の方が医療費等をすべて負担しているのが実態です。

実は、これについては、一九七二年六月七日の委員会、滝澤さんと同じ滝澤さんが、公衆衛生局長だった滝澤さんですが、「一般住民の検診について」、これはアスベストにかかわるがんの話なんですけれども、「一般住民の検診についてはわれわれのほうで考慮する必要がある」ときちつと答弁しているのです。これは三十三年前に、当時の厚生省はきちんとして、一般住民の検診をやると言っているのですよ。それが、相談はしますが後はわかりませんじゃ、全然話にならないわけですよ。

これは厚生省はちゃんとやりますね。前は公衆衛生局長が、厚生省の方が答えているのですが、厚生労働省という名前に変わったらいまいにしちゃいかぬから、答えてください。

○滝澤政府参考人 先ほど、済みません、別の方の答弁で申し上げたように、健康調査をするにしても、その手法の問題が私なりにあると思つております。調査をして、それで、結構ですと、五年後に発症した、ということでは意味がありませんし、的確に効率よくきちつと調べられる手法ということも解決しなければいけません。

労働安全衛生の方もそれなりの従前からの蓄積もあるわけございまして、そういったことを相互に話し合いながら、連携しながら、どういう仕組みが可能かという入り口論も整理する必要があると思つております。

○吉井委員 三十三年間、手法を研究してきたんじゃないのですか。「一般住民の検診についてはわれわれのほうで考慮する必要がある」ということで答えてきているんですよ、三十三年前に、厚生省の公衆衛生局長の滝澤さんがね、局長が。だから、三十三年間、今おっしゃったような手法は、そんなのはわかり切った話ですよ。直ちに発症する場合、十年後に出る人とか、いろいろあるでしょう。しかし、それらの人々の健康障害について、これはきちんとして検診しようということなんです。それから、相談したら済むというものじゃないのですよ。

これは、労働者には、認定の仕方問題があつても、一応労災補償はありますね。元従業員でも健康管理手帳で医療費の補償がある場合もあるのです、全部あるわけじゃありませんが。しかし、周辺住民や労働者の家族で被害者になった人には医療費などの補償はないのですね。

だから、アスベスト被害を受けたときに、その検診さえお金の問題から心配しなきゃいけないんです。その三十三年間、手法は研究してきているわけだから、私は直ちに、この問題については、後の健康被害補償とかをどうするかするは、こ

れはまた、きょうは一回目ということですから、また次の機会ということにして、まず検診については三十三年前の約束どおりやっていくということ、最後は、副大臣、これは内閣としてその取り組みをやはりやっていく必要があると思ふのです。内閣としてどう検討するか、そのところを伺うようにしたいと思います。

○滝澤政府参考人 アスベストとこの中皮腫の関係、非常に、職歴でありますとか家族歴でありますとか、そういう、ほかの病氣と違ひまして特性がございまして。お一人お一人をレトロスペクティブにたどっていくという愚直なやり方が適切かもしれません。

ですから、そういうことも含めてきちつと考え方を整理しなきゃいかぬというふうに申し上げていくわけございまして。

○吉井委員 時間が参りましたから終わります。ただ、検診だけは三十三年前の約束をきっちりやっていただきたいと念を押して、質問を終わります。

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日は、与野党の理事の御発案、そして委員長長の御決断によって、この厚生労働委員会、アスベスト問題での集中審議というのが持たれておりまして、国民の関心事でもあり、また、午前中から今に至るまで熱心な御議論が続けられております。

ただし、非常に残念でありますのは、どんなにも御指摘されましたように、尾辻厚生労働大臣が郵政民営化関連法案の審議にお出ましで、ここにはおられないこと。そして、それ以上にと申しますと大臣には失礼ですが、残念なのは、実はこの問題に対しての危機意識の共有が、これまでの御答弁の数々からはちよつと私にはうかがえない。せつかくこの委員会がこれをわざわざ設置いたしましたにもかかわらず、厚生労働省を初めとしたきよう御答弁くださった方の認識が、私は非常に

危機感に薄いものだと思います。

尾辻大臣のかわりにどうか、全権委任で責任者として西副大臣がおいでくださいまして、御答弁の数々はあったのですけれども、果たして、私は、西副大臣のお人柄とか、お勉強の熱心なことはよく存じておりますから、ここでやはりもっときつちりお願いをしなければならぬ。

このアスベスト問題は、私も含めて認識が甘かったんだと思いますけれども、アメリカを初め欧米先進国の取り組みは、いわゆる危機管理に等しい対策をある時期さちと打って、その後の発生ということに災いを残さないようにやっております。先ほどの吉井委員とのやりとりの中で、例えば住民の健診をどうするか等々については、アメリカでは一九八五年に、例えば州の病院とかを九時から四時開放いたしました、無料で健康診断を行うという政策、施策をいたしました。多分一九八四年とか五年のことだと思います。

私は、きょう、押しつけがましいですが、西副大臣なら読んでくださると思って、その間のアメリカでの取り組みを日本に引き比べて書いた「静かな時限爆弾」という、有名な本です、広瀬弘忠さんの御本です、ぜひお読みいただきたいと思ひます。やはりそれくらいの危機意識と、それから政治の優位性、きつちりとした政治責任をとる姿勢がないとこれは解決いたしません。

例えばここには、先ほど紹介しました、「明日、午前九時から午後四時までの間、コロンバス市内の某病院で、アスベスト関連の病気の無料健康診断を行う。」これはさつき吉井委員が求められたことと同じでございます。必要な人は受診するよう、そして、また合衆国の環境保護庁は、アスベストと健康障害についての小冊子を、無料で、電話で御依頼の方には配付していると。環境省の取り組み、それから医療サイドの取り組み。

そして、実は、根本は、もとを絶たなきやだめ、発生源はアスベストにあるわけです。きょうの審議を承りますと、その発生源の対策について、二〇〇八年に全面禁止だということですが、既に他

国では全面禁止できています。そうすると、技術的に不可能ではない。そして、にもかかわらず、先ほどの西副大臣の御答弁であると、何度か何度も二〇〇八年とおっしゃいますが、もしかして、私と一緒に、現状を余り御存じではないのではないかと思います。

私はきのう、建設現場の方からお話を聞いて、例えばですが、現在でも左官用モルタル混和材というのがある、これがアスベストを含んでおりまして禁止されておられません。この左官用モルタル混和材については、その中には、アスベストという表示がなくても、産業医学総合研究所調べるとアスベストが入ってあって、これをぬらしてモルタルに塗るまでの間にも暴露してしまうということが現在進行形で、オンゴーイングであります。

こうした事態をほっておいて二〇〇八年までというの、やはり知ったからには、知らない昔じゃない、知ったからには今とめなきやならないのではないかと、西副大臣がまだ十分御承知おきでなければ早急に検討していただきたいの一点。

それからもう一点は、私は、全面禁止まで二〇〇八年と期限を置くことによつて、あの非加熱製剤の駆け込みの使用と同じような、エイズ禍で起きたと同じような、現在あるものを禁止されるまでに使っちゃおうという形の問題が必ず発生すると思ひます。エイズの場合でも、加熱製剤が出てくるのが予測され、非加熱製剤はそれまでの間に全部使い切ろうと思つたために非常に使用量がふえました。同じ構造が産業の売らんかなの構造の中では必ず起こつてまいります。だからこそ、今即断即決しなきゃいけない問題なのだと思います。

以上二点にわたつて、西副大臣に重ねての御答弁。私が御紹介した左官用モルタル混和材、私も、現在どこに使われているのと現場の方に聞きました。そして、それがどのように危険なのか聞きました。その結果、やはり即断しなきゃだめなん

だの一つ思つたんです。それから、その間を設けたら、絶対駆け込みで使われます。売つてしまわねば元が取れません。これが当たり前の構造です。だからこそ、政治が決断していただきたい。この二点について、きょうは全権委任大使でありますから、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

討を開始しているところでございます。二〇〇八年という期限も、先ほど当局から答弁がありましたけれども、最低限やらなければならぬプロセスは当然あるわけで、今すぐにやめるというわけにはいかないう前提のもとで、できるだけ早い機会に、やはり二〇〇八年を待たずにできるという努力はさせていただきたいというふうに思つておるところでございます。

○西副大臣 お答え申し上げます。今まで、アスベストの危険性については、私も知らないことはありませんでした。ただし、このような大規模な、労働災害以外の部分まで広がつて大きな問題になるということについては、正直想定をしておりました。

○阿部委員 やはり被害は刻一刻問題なのだと思います。そして、どのような段階取りで、どこで時間がかかっているのか。何度も言いますが、他国では全面禁止できているわけです。代替のものがなければいけません。そして、先ほどおっしゃいましたが、例外的な使用という形でお持ちのものもまだあるわけです。だからこそ、何度も申しますが、わかつたからには政治が優先して決断しないと、必ず禍根を広げます。

私も、化学をやつていこともありまして、石綿の保温材なんというのは毎日のように使つておりました。これが危ないものであるということを知りつても、それ以外代替のものがなかつたものですからやむを得ず使つていたというような身近な問題意識もございまして、この事態に対して、事の深刻さについては、この短い期間ですが、自分なりに認識はしてきたつもりでございます。

その意味で、私は今の答弁、納得したわけではありませんが、西副大臣に問題の所在をさらに御理解いただいたというふうに考えて、次に進めさせていただきます。

ただ、その詳細につきまして十分な知識を必ずしも持ち合わせているわけではございません。そんな意味で、また先生に御紹介いただいた書物等も勉強しながら、一生懸命に取り組んでいきたいというふうに思ひます。

私は、この問題、特に最近メディア等々でも大きく話題になりますところの大きな理由が、労働災害であるだけでなく、地域住民の被災、あるいは労働者の御家族の、例えば奥様が洗濯をなさつた、その洗濯をした奥様がかられるというように家族の被災ということが大きく現状として報道されるようになって、その汚染の広がり、被害の実態の大きさ、そして、これまで対策してきたにもかかわらず全く不十分だったのでないかという指摘があるんだと思ひます。

今、それぞれの企業が持つている在庫品、これが、二〇〇八年までの期限ということになると駆け込みで使われてしまうのではないかと、処分するためにかえつてたくさんのものでできてしまうのではないかと、お話でございましたが、現在製造が禁止されている建材等の石綿の製品のうちで、禁止規定の施行日前に製造されて、または輸入された製品については、経過措置によつて禁止措置が除外されているというふうな事情が実はございます。しかし、本年六月には、まだ在庫品を有している業界団体に対して、譲渡、提供を自粛してほしいという要請を行ったところでございます。さらに、今後の制度の見直しの中でこの例外の規定も見直させていたかどうかということで、検

そこで、厚生労働省にお伺ひしたいのは、アスベストの労災の認定ということはずつとやつてこられました、それに基づいて、あるいはそういう労災認定の過程で、住民についての被災、被害、あるいは中皮症の発症などについて、厚生労働省はこれまで何かデータを御持ちでありますか。

○青木政府参考人 労災の認定状況というもの

が、ありましたが、最低限やらなければならぬプロセスは当然あるわけで、今すぐにやめるというわけにはいかないう前提のもとで、できるだけ早い機会に、やはり二〇〇八年を待たずにできるという努力はさせていただきたいというふうに思つておるところでございます。

は、労災認定基準の見直しとか、労働者の健康確保の施策の推進のための分析などに用いてまいりました。関係省庁等への情報提供を通じたりしまして、周辺地域住民に対する調査とか、そういったことに結びついた事例として承知しているものはございません。

今回、石綿による健康被害の問題が大きな問題となりまして、環境省等に対しましては、環境省等の施策の推進に役立ててもらうために、事業場ごとの労災認定件数等の情報も提供しているところでございます。それで連携を図っております。今後とも関係機関との連携を図っていききたいというふうに思っております。

○阿部委員 今の御答弁の確認ですが、これまでも労災発生について環境省に御報告されてきたという意味ですか、これからするという意味ですか。短くお願いします。

○青木政府参考人 これまでそういうことをしてきた事例というものはないというふうに承知をいたしております。

しかし、今回の石綿による健康被害の問題に当たりまして、今般、環境省等に対して情報提供をいたしたところでございます。

○阿部委員 今やったということですね。

では、家族についてはどうですか。これは、ある労働者について労災認定された、その御家族について掌握している、把握している事例がありますか。イエスかノーでお願いします。

○青木政府参考人 労災の認定ということでございますので、あくまでも事業場に雇用されている労働者を保護する制度として私も行政を展開しております。家族の方は労働者でございませんで、特段把握をいたしておりません。

○阿部委員 今回、クボタでも一名、あるいは、横須賀共済でとったデータですが、横須賀の造船所関係では六十四人の労働者の御家族に三人、あるいは、兵庫県の建設労働組合連合会では、百十四人のうち御本人が九十六人、御家族が十八人という形で、あるいは厚生労働省の研究班でも、女

性の六十五人のうち約八割は職歴でのアスベスト被曝がないということで、やはりこれが非常に国民的にも心配を広がっているし、むしろ逆に、厚生労働省のこれまでの労災行政の中で、先ほど、環境省にも言っていないかった、そして家族については眼中になかったというお話であったかと思えます。しかし、本当に眼中になかったのか、これまで知り得たことはないのか。

例えば、外国などの事例でそうした指摘はないのか。先ほど御紹介したこの一九八五年の出版の本には、アメリカにおける、家族、奥さんと娘さんが中皮症になったという報告が八五年にございます。さて、厚生労働省は、これまで一貫して住民についても家族についてもこうしたことを聞いたことがなかったのかどうか、どうでしょう。

○青木政府参考人 かつて、海外の調査結果に、中皮腫の患者中に家族あるいは事業場周辺住民が含まれているということを示したものがございまして、それをつかて地方に対しまして局長通達の附属資料の中で示したことがございます。それは、石綿の危険性、重大性についてよく周知するための一つの資料として使えるのではないかと、ことで示したというふうに承知をしております。

○阿部委員 今の局長の御答弁は年度をおっしゃいませんでしたが、これは昭和五十一年の通達でございまして、五十一年五月の二十二日、一九七六年の段階で、特定化学物質等障害予防規則の改正に際する通達の中に、住民や御家族の被害例が挙げられております。

これは、もともとなった文獻は一九六五年のロンドンの病院での事例で、全体で八十三例の中皮症という診断の方のうち、石綿関連の疾患の方のうち、九人が身内、親族、十一人が工場近くに住居だという事案でございまして。この中で被曝歴なし、ありでまた分けてありますが、五十一人、その中で九人は身内、十一人は工場近く。すなわち、五十一人被曝歴がありとされる中で、半数くらいは勤労者だったけれども、あと半々は住民と家族であったというデータでございまして。

そして、これを、今青木局長がおっしゃったように、地方に通達では出しているわけですが、でも、厚生労働省全体の施策の中には取り上げられなかったわけですね。地方に通達を出し、知らしめなさいいけないと言っている本人が、そうした視点を持たないで、三十年間行政をやつてこられたわけですね。

西副大臣に伺います。この中には、例えば、家族にまで災害が及ぶおそれがあることが指摘されているので、石綿の業務に従事する労働者のみならず、当該労働者が着用する作業衣を家庭に持ち込むことはいけないという指導をしたとされていきます。しかし、それが指導どおりに実施されないから、奥さんは洗濯して洗い、アスベストを吸い込み、家族じゅうでアスベストの被害を受けるという実態が生じております。

私は、本当に知らなかったのかと何度も厚生労働省に聞きました。何か通知はないのかとも聞きました。それで、きのうの遅い段階でやつと出していただいた資料です。出していただいたことには感謝しますが、しかし、こうした通達がありながら、三十年間放置されたがゆえに御家族の悲劇も住民の悲劇も起こったということに、私は、一つの本当に厚生労働省がみずから反省すべき行政の不作為があるように思います。

副大臣は、これを今初めてお聞きになったかもしれません。しかし、私は、先ほどのエイズも水保もそうです、こうしたことが続く限り、厚生労働行政が国民の命を守ることができないことになってまいります。そのことを深く憂えますし、今私と青木局長との答弁の中でお聞きになったこの現実に対してどのようにお考えか。

もちろん、過去のことは戻るわけではございません。しかし、行政のあり方として、真剣に反省し、そして、今後真剣に、さらに、本当に、先ほどの住民健診もそうです、取り組み姿勢がこの場で確認されないと、きょう一日を費やした意味がございませぬ。これだけの時間、皆さんお残りになつて、空席もちらちらとある中でも、本当に

熱心な方が残つて、何とかしなきゃ、国民の中で何とかこの発生を予防しなきゃという強い思いです。その思いを実行できるのは、実は、行政の長たる大臣や副大臣であります。

行政の不作為。立法の不作為もあったかもしれない、禁止問題で五島委員が御質疑なされました。しかし、行政面での、通達を出しながらみずから実行しない、このあり方についてどのようにお考えでしょうか。

○西副大臣 お答え申し上げます。

この事実につきましては、今先生からの御指摘で初めて知りました。非常に、いわば、厚生と労働とは当時別々、環境という分野もその後できたといういろいろな事情がございしますが、労働災害の一種という、そういう狭い限定のもとに今までこの事態を引きずってきたということが、今に至つて、家族それから近隣の皆さんの被害というものに気がつかない。

よく言う縦割りという言葉であわらしますけれども、労働行政の中では労働者以外は眼中にない、しかも、環境という側面からは、これは今まで確たる事実としてとらえられなかった、健康という厚生行政の中でもそういうものが拾えなかった、いわば三者の谷間のよう、狭い意味でもそういう状況にあったのではないかと、いうふうに思います。

いずれにしましても、この事実をわかりながら、そのことについての後々のフォローができていなかったということは、これは今では取り返しのつかない問題ですけれども、これは、決定的な私どもの省庁の失敗だったのではないかなというふうに私自身は個人的には考えております。

○阿部委員 真摯な御答弁でありがとうございませぬ。もしもこの作業衣が御家庭に持つて帰られなければ亡くなることはなかった御家族であります。幾重にも悔やまれますし、逆に、本当にこういう通達が一紙で、そして、実際はどこまで実行されたかがチェックされない行政であれば、い

そして、逆に、私は、このことを忠実に実行した例が一九七七年の埼玉県羽生市の大手ブレーキメーカーの曙ブレーキ工業の例だと思います。これは、七七年に実際に起きた労災、労働者災害と同時に周辺住民にも、十一人が死亡しているという事例を埼玉の羽生市で労基署の署長が上の労働基準局に上げております。

となると、通達を出した、通達を実行した、そして報告が上がった、しかしその後の処置がとられていないということにもなつて、二重、三重の不作為問題になつてくると思います。このことは、今事実を確認中だという御答弁でありましたので、もうこれ以上伺いません。

もう一つ、それと同じ事案で、昭和五十年、一九七五年にこの法の改正、いわゆるこの年は、石綿が発がん物質だとわかったということで行政が変わつた年ですが、特別管理物質として規制が強化され、使用や業務の実態や労働者の健康調査について事業者が三十年間のデータ保存を義務づけた年であります。それが現状どうなつておるのか、そろそろ、申しわけないが発症の時期であります。これについても、私がきのう省庁に伺つたら、それは企業に任せてあるという答弁でした。五十年につくつた改正法にのつとつてやつた規制の問題です。各企業任せにしないで、通達を出しつ放しにしないで、きちんと企業から三十年の報告を上げてもらう。この件についても西副大臣に明確な御答弁をいただきたい。

失敗を二度と繰り返さないために、今からでもやれることを全力を挙げてやるしか私たちに手だてがないんだと思います。今の点、いかがでしょう。

○青木政府参考人 これもきょう、毎々申し上げておりますけれども、過去に労災事例の発生した事業場に対して、労働者の作業環境管理あるいは健康管理をどのように行つていたかということについて調査を実施することとしていてるところでございます。それらの結果を整理して、従事労働者の適切な健康管理等のために活用してまいり

たいというふうに思っております。

今御指摘になりました、そのほかの、事業者に対する記録保存を義務づけたことによるその記録の活用ということでございます。これはお話の中でもお触れになりましたけれども、これは、もともとは事業者の責任において厳格な管理をしてもらうということのために設けられているものであります。しかし、これらの情報を収集するということも参考になるかと思つたので、今申し上げます過去の労災発生事例の事業場調査、この結果も踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

○阿部委員 労災の発生事例だけでなく、事業所全体に規制をかけたわけですから、それもお願ひしたいし、また、時間の関係で最後に申し添えますが、ぜひ中皮症の登録制度をつくつていただきたい。これは、諸外国では既にあるものですし、実態を把握していくために非常に重要なことだと思つたので、重ねて西副大臣にお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○鴨下委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十七分散会

母体保護法の一部を改正する法律案

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「平成十七年七月三十一日」を「平成二十二年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限を五年延長する必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。